

事業の概要

令和6年度版
(2024年度版)

秦野市伊勢原市環境衛生組合

目 次

総 括	ページ
○ 組合の沿革	1
1 組合の概要	1
2 組合の今日までの経緯	2
○ 管内人口及び世帯数	6
○ 組合の行政機構図	7
○ 施設の配置図	8
○ 令和6年度組合会計当初予算	10
○ 地域に開かれた施設へ	12
○ 地産地消の取り組み	12
施設の概要	
○ ごみ処理施設	13
1 はだのクリーンセンター	13
2 伊勢原清掃工場	17
(1) 90t/日焼却施設	17
(2) 粗大ごみ処理施設	19
3 栗原一般廃棄物最終処分場	23
○ 火葬施設（秦野斎場）	27
事業の実績	
○ ごみ処理	33
1 可燃ごみ	33
2 不燃・粗大ごみ	35
3 ごみ処理経費の推移	36
4 はだのクリーンセンター各種測定結果	37
5 伊勢原清掃工場各種測定結果	38
6 栗原一般廃棄物最終処分場排水測定結果	39
○ 火葬	40
1 秦野斎場	40
2 斎場経費の推移	41
3 斎場使用料	42
規 約 等	
○ 秦野市伊勢原市環境衛生組合格約	43
○ 地方自治法（抄）	44

総括

組 合 の 沿 革

1 組合の概要

- (1) 名 称 秦野市伊勢原市環境衛生組合
- (2) 構成団体 秦野市及び伊勢原市
- (3) 設立年月日 昭和36年5月20日（神奈川県指令地第530号）
【現名称変更 昭和50年4月15日（神奈川県指令地第4号）】
- (4) 組合機構
- ア 行政機関 組合長（秦野市長）、副組合長（伊勢原市長）、
会計管理者（秦野市会計管理者）
- イ 議決機関 議員10人（秦野市議会選出6人・伊勢原市議会選出4人）
- ウ 監査機関 委員 2人（識見を有する者1人・組合議会議員選出1人）
- (5) 所在地
- ア 組合事務所
〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋4624番地 TEL0463-82-2500
- イ はだのクリーンセンター（ごみ処理施設）
〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋4624番地 TEL0463-82-2502
- ウ 伊勢原清掃工場（ごみ処理施設）
〒259-1103 神奈川県伊勢原市三ノ宮1918番地 TEL0463-95-1711
- エ 秦野斎場（火葬施設）
〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋1006番地 TEL0463-81-2052
- オ 栗原一般廃棄物最終処分場（埋立処分場）
〒259-1103 神奈川県伊勢原市三ノ宮2854番地 TEL0463-95-1523
- (6) 組合の業務
ごみ処理施設及び葬祭施設の設置及び管理に関する事務
- (7) 組合経費の支弁方法
組合の経費は、組合事業により生じる収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足するときは、次の割合により関係市に分賦する。
- ア 人口割 5割……前年12月31日現在の住民基本台帳人口
- イ 事業量割 5割……前年中に組合施設（ごみ・火葬）を利用した事業量

2 組合の今日までの経緯

年 月	今日までの経緯
昭和36年 5月 (1961年)	秦野市外二町清掃処理組合設立（秦野市、西秦野町、伊勢原町が「し尿及びじん芥」の共同処理） 昭和36年4月28日に伊勢原町、昭和36年5月1日に秦野市及び西秦野町の各議会において、「し尿及びじん芥」を共同処理する提案がされ、それぞれ同日可決、昭和36年5月6日組合設立を知事に申請、昭和36年5月20日許可される。
昭和37年 (1962年)	
昭和38年 2月 (1963年)	秦野市伊勢原町清掃組合に名称変更（秦野市、西秦野町の合併） 秦野市と西秦野町の合併に伴い、組合の名称及び議員の定数を改めると同時に、組合経費の支弁方法を明確にするため、昭和38年2月14日組合規約変更を知事に申請、昭和38年2月26日許可される。 （改正前） 関係市町毎の人口並びにし尿及びじん芥の処理量を基準として、各関係市町に分賦する。 （改正後） 1 人口割 5割 2 し尿及びじん芥処理量割 5割
6月	秦野衛生センター ごみ処理施設竣工（30 t /日） [昭和46年10月休止⇒平成元年10月廃止届⇒平成3年5月解体]
8月	秦野衛生センター し尿処理施設竣工（72kℓ/日） [昭和46年10月休止⇒平成元年10月廃止届⇒平成3年5月解体]
昭和39年 (1964年)	
昭和40年 (1965年)	
昭和41年10月 (1966年)	組合事務所の位置変更 昭和41年10月15日規約変更を知事に申請、昭和41年10月29日許可される。 （改正前） 秦野市曾屋2240番地 （改正後） 秦野市曾屋4624番地
昭和42年 (1967年)	
昭和43年 (1968年)	
昭和44年12月 (1969年)	伊勢原清掃工場 ごみ処理施設竣工（20 t /日） [昭和51年7月休止→昭和58年12月廃止届→昭和59年3月解体]
昭和45年 (1970年)	
昭和46年 3月 (1971年)	秦野市伊勢原市清掃組合に名称変更 昭和46年3月1日伊勢原市制施行に伴い名称変更について、昭和46年3月20日規約変更を知事に申請、昭和46年3月27日許可される。
10月	伊勢原清掃工場 ごみ処理施設竣工（40 t /日） [昭和51年7月休止⇒昭和58年12月廃止届⇒昭和59年3月解体]
昭和47年 1月 (1972年)	秦野衛生センター し尿処理施設竣工（100kℓ/日） [平成元年10月休止⇒平成4年2月廃止届⇒平成15年7月解体]
2月	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設竣工（破砕機10 t /5h、圧縮機12 t /5 h）
4月	粗大ごみ処理業務委託開始
昭和48年 (1973年)	
昭和49年 (1974年)	

年 月	今日までの経緯
昭和50年 4月 (1975年)	秦野市伊勢原市環境衛生組合に名称変更 (「火葬場施設の設置及び管理」の共同処理を追加) 秦野市での火葬場建設計画に際して、昭和49年1月14日伊勢原市長からの申し入れを受け、本組合において火葬場施設の設置及び管理に関する業務を共同処理することとし、支弁の方法のうち「し尿及びびじん茶処理量割5割」を「事業量割5割」に変更すると同時に組合名称を変更するため、昭和50年4月2日規約変更を知事に申請、昭和50年4月15日許可される。
昭和51年 6月 (1976年)	伊勢原清掃工場 ごみ処理施設竣工 (180 t /日、破砕機50 t) [平成24年11月休止⇒平成26年5月廃止届]
8月	秦野斎場 火葬場竣工 (火葬炉3炉、待合室3室) 昭和50年度から昭和51年度までの2か年事業
昭和52年 (1977年)	
昭和53年 3月 (1978年)	秦野斎場 火葬場施設を葬祭施設に変更 火葬場に加え、霊きゅう自動車の設置及び管理に関する業務を共同処理するため、火葬場施設を葬祭施設に改めるよう、昭和53年3月31日規約変更を知事に申請、同日許可される。
6月	秦野斎場 霊きゅう自動車 (バス型) 運行開始
昭和54年12月 (1979年)	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設竣工 (併用施設30 t /5h)
昭和55年 1月 (1980年)	秦野衛生センター し尿処理施設竣工 (改造・受入貯留設備の前処理及び貯留槽の増設) [平成4年2月廃止届⇒平成15年7月解体]
昭和56年 (1981年)	
昭和57年 4月 (1982年)	伊勢原清掃工場 ごみ処理施設竣工 (排ガス処理施設)
昭和58年 3月 (1983年)	秦野衛生センター 脱離液送水管敷設 (下水道管)
4月	秦野衛生センター 脱離液下水道投入開始
10月	栃窪一般廃棄物最終処分場竣工 (容量58,900m ³)
昭和59年 (1984年)	
昭和60年 2月 (1985年)	秦野衛生センター し尿処理施設竣工 昭和57年度から昭和59年度までの3か年事業 (更新72kl/日、新設：高度処理施設172kl/日) [平成21年3月搬入終了⇒同年9月「し尿」の共同処理が終了⇒同年10月廃止届⇒平成25年5月以降、秦野市及び伊勢原市と旧事務所棟使用協定締結]
10月	伊勢原清掃工場 ごみ処理施設竣工 (90 t /日、破砕機15 t)
昭和61年10月 (1986年)	秦野斎場管理業務委託開始
昭和62年 3月 (1987年)	伊勢原清掃工場 汚泥乾燥施設竣工 (10 t /日)
昭和63年 3月 (1988年)	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設竣工 (改造 受入貯留槽のピット[400m ³]・クレーン等)
平成元年 3月 (昭和64年) (1989年)	栃窪一般廃棄物最終処分場 改良工事竣工 (容量15,900m ³ 増) (埋立面積12,100m ² 、容量74,800m ³)
平成 2年 (1990年)	

年 月	今日までの経緯																									
平成 3年 7月 (1991年)	秦野市がペットボトル分別収集開始 ペットボトル圧縮稼働開始																									
平成 4年 2月 (1992年)	秦野衛生センター し尿処理施設竣工 (更新100kℓ/日) 平成元年度から平成3年度までの3か年事業 平成21年3月搬入終了⇒同年 9月「し尿」の共同処理が終了⇒同年10月廃止届⇒平成22年9月解体完了]																									
平成 5年 3月 (1993年)	栃窪一般廃棄物最終処分場 埋立終了 栗原一般廃棄物最終処分場(第一期)建設工事竣工 (面積4,700㎡、容量25,500㎥)																									
10月	秦野斎場火葬炉増設工事竣工 (火葬炉2炉増設)																									
平成 6年 (1994年)	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設 改造工事竣工 (ロータリードライヤーからストーカへの改造)																									
平成 7年 7月 (1995年)	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設 爆発事故 (以後、事故発生日の7月6日を「安全衛生の日」に)																									
8月	組合議会議員定数の変更 事業量の増大、両市の事務量、現状の組合経費負担割合などを勘案し、伊勢原市議会選出議員の定数を1人増員し、組合議会議員の定数を10人とするため、平成7年7月27日規約変更を知事に申請、平成7年8月25日許可される。 議員定数																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>秦 野 市</th> <th>西秦野町</th> <th>伊勢原町</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 36 年 5 月</td> <td>6 人</td> <td>2 人</td> <td>3 人</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>昭和38年2月改正</td> <td>6 人</td> <td>—</td> <td>3 人</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="2">秦 野 市</th> <th>伊勢原市</th> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td>平成7年8月改正</td> <td colspan="2">6 人</td> <td>4 人</td> <td>10 人</td> </tr> </tbody> </table>		秦 野 市	西秦野町	伊勢原町	合 計	昭和 36 年 5 月	6 人	2 人	3 人	11 人	昭和38年2月改正	6 人	—	3 人	9 人		秦 野 市		伊勢原市	合 計	平成7年8月改正	6 人		4 人	10 人
	秦 野 市	西秦野町	伊勢原町	合 計																						
昭和 36 年 5 月	6 人	2 人	3 人	11 人																						
昭和38年2月改正	6 人	—	3 人	9 人																						
	秦 野 市		伊勢原市	合 計																						
平成7年8月改正	6 人		4 人	10 人																						
平成 8年 6月 (1996年)	秦野斎場霊きゅう車運行停止 (Nox規制法、総量規制法による)																									
平成 9年 (1997年)																										
平成10年 3月 (1998年)	秦野斎場増築棟改修工事 (待合室2室増設) 竣工																									
平成11年 3月 (1999年)	栗原一般廃棄物最終処分場(第二期)建設工事竣工 (面積12,060㎡、容量107,000㎥) ※平成20年1月変更届分 (容量42,500㎥) (全体面積16,760㎡、全体容量175,000㎥)																									
平成12年 (2000年)																										
平成13年 3月 (2001年)	伊勢原清掃工場90 t/日焼却施設 ダイオキシン類削減対策工事竣工 (排ガス高度処理及び灰固形化施設整備 (電気集じん機をバグフィルターに改造等))																									
平成14年 (2002年)																										
平成15年 3月 (2003年)	伊勢原清掃工場 180 t/日焼却施設 ダイオキシン類削減対策工事竣工 (排ガス高度処理及び灰固形化施設整備 (電気集じん機をバグフィルターに改造等))																									
平成16年 (2004年)																										
平成17年 2月 (2005年)	秦野斎場煙突耐震補強工事竣工																									
平成18年 (2006年)																										

年 月	今日までの経緯
平成19年 1月 (2007年)	秦野斎場アスベスト材除去工事竣工
3月	伊勢原清掃工場180 t /日建物補強工事竣工 (耐震壁の設置、窓開口部の塞ぎ等)
4月	収入役の廃止及び会計管理者の設置等を実施 地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を設置するため及び吏員を職員に改めるため、平成19年3月20日規約変更を知事に申請、平成19年4月2日許可される。
12月	栗原一般廃棄物最終処分場増設完了 (全体面積16,760㎡、埋立容量175,000㎡)
平成20年 3月 (2008年)	秦野斎場待合室歩廊改修工事竣工 (待合棟歩廊部のロビー化、空調、照明設備増設)
平成21年 9月 (2009年)	し尿処理業務を秦野、伊勢原各市で実施することに伴い、「し尿」の共同処理が終了 平成21年9月30日規約変更を知事に申請、同日許可される。
平成22年 1月 (2010年)	はだのクリーンセンター建設工事開始 200 t /日焼却施設 平成21年度から平成24年度まで4か年事業 建設期間 平成22年2月から平成25年1月まで
11月	秦野衛生センター 施設解体完了 (100 k ℓ/日)
平成23年 (2011年)	
平成24年11月 (2012年)	伊勢原清掃工場180 t /日焼却施設稼働停止 (はだのクリーンセンター試験運転開始)
平成25年 1月 (2013年)	はだのクリーンセンター 200 t /日焼却施設竣工 (平成25年1月31日本格稼働) はだのクリーンセンター包括運營業務委託開始 (3年間)
平成26年 (2014年)	
平成27年 (2015年)	
平成28年 4月 (2016年)	はだのクリーンセンター長期包括運營業務委託開始 (12年間)
5月	すえひろこども園園児によるサツマイモの苗植え・収穫の取組開始
10月	秦野斎場増築改修工事 (建築工事、電気設備工事、機械設備工事は、平成28年度から平成30年度までの3か年事業、火葬炉設備工事は、平成28年度から平成29年度までの2か年事業) 開始
平成29年 (2017年)	
平成30年 4月 (2018年)	秦野斎場増築棟供用開始 (火葬炉7炉、待合室4室、告別室4室、収骨室4室) 旧火葬炉棟解体及び旧待合棟改修工事開始
平成31年 4月 (令和元年) (2019年)	秦野斎場改修棟供用開始 (待合室4室、多目的室)
令和 2年 1月 (2020年)	「冬のクリセンフェスタwith富士見の湯」開催
8月	「はだの・いせはらクリセンチャンネル」開設
令和 3年 4月 (2021年)	秦野斎場に指定管理者制度を導入 (5年間)
令和 4年 (2022年)	
令和 5年 (2023年)	
令和 6年 3月 (2024年)	伊勢原清掃工場90 t /日焼却施設稼働停止 栗原一般廃棄物最終処分場埋立終了

管内人口及び世帯数

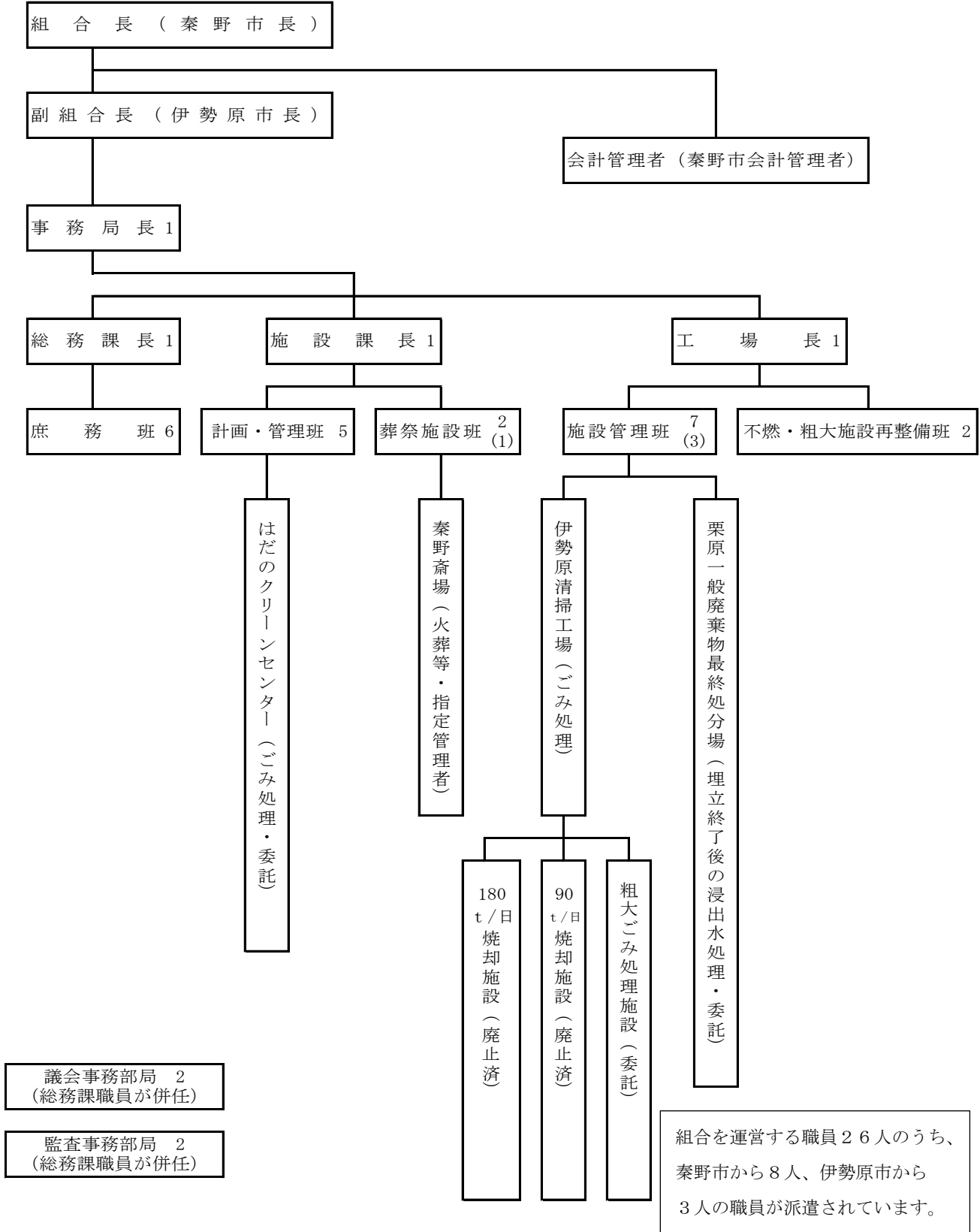
市別	区分	人 口	世 帯 数
秦 野 市		160,674 人	72,991 世帯
伊 勢 原 市		101,489 人	47,468 世帯
合 計		262,163 人	120,459 世帯

(令和6年4月1日現在の推計人口)

組合の行政機構図(合計26人)

※数値は、令和6年4月1日現在の実人数

() は、うち暫定再任用職員数



施設の配置図





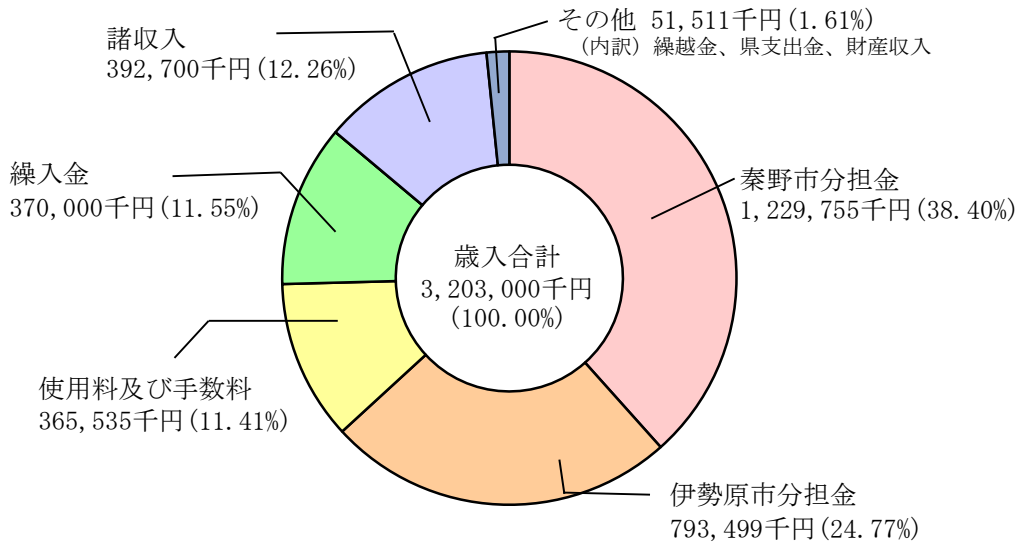
厚木市



令和6年度組合会計当初予算

令和6年度当初予算は32億300万円で、前年度比3億1,500万円、約10.9パーセントの増となりました。

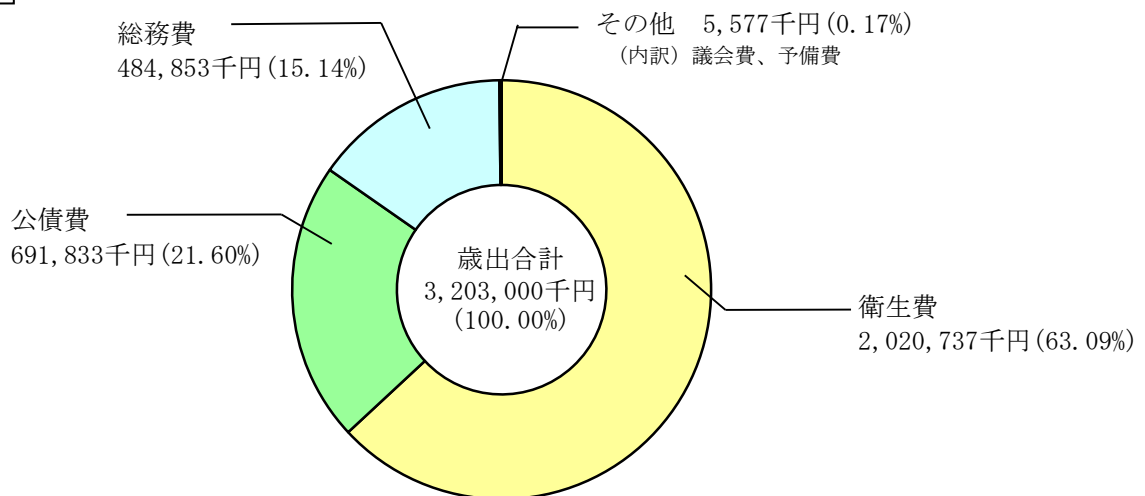
歳入



両市からの分担金は、前年度比約10.1パーセントの増となりました。その主な理由は、歳出予算の総務費及び衛生費が増額したことなどによるものです。

分担金の原資は、両市の一般財源（主に市民税や固定資産税などの税金等）が多くを占めます。

歳出



歳出予算では、ごみの焼却や焼却灰等の処理、斎場の運営管理などの衛生費が全体の約63.1パーセントを占めています。

◎ 令和6年度組合会計当初予算（前年度比較）

（歳入）

（単位：千円）

款	令和6年度	令和5年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)	
					令和6年度	令和5年度
1 分担金及び負担金 （秦野市） （伊勢原市）	2,023,254 (1,229,755) (793,499)	1,837,971 (1,118,790) (719,181)	185,283 (110,965) (74,318)	10.08 (9.92) (10.33)	63.17 (38.40) (24.77)	63.64 (38.74) (24.90)
2 使用料及び手数料	365,535	352,175	13,360	3.79	11.41	12.19
3 県支出金	11,500	33,519	△ 22,019	△ 65.69	0.36	1.16
4 財産収入	11	15	△ 4	△ 26.67	0.00	0.00
5 繰入金	370,000	327,000	43,000	13.15	11.55	11.32
6 繰越金	40,000	40,000	0	0.00	1.25	1.39
7 諸収入	392,700	297,320	95,380	32.08	12.26	10.30
歳入合計	3,203,000	2,888,000	315,000	10.91	100.00	100.00

（歳出）

（単位：千円）

款	令和6年度	令和5年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)	
					令和6年度	令和5年度
1 議会費	2,577	3,351	△ 774	△ 23.10	0.08	0.12
2 総務費	484,853	376,794	108,059	28.68	15.14	13.05
3 衛生費	2,020,737	1,813,009	207,728	11.46	63.09	62.78
4 公債費	691,833	691,846	△ 13	0.00	21.60	23.95
5 予備費	3,000	3,000	0	0.00	0.09	0.10
歳出合計	3,203,000	2,888,000	315,000	10.91	100.00	100.00

◎ 公有財産の状況（令和6年3月31日時点） ※ 千円未満は、四捨五入しています。

行政財産（土地）	62,591.85㎡	
行政財産（建物）	25,413.90㎡	
基金	施設整備基金	34,780千円
	減債基金	204,980千円
	職員退職給与準備基金	19,029千円
	合計	258,789千円

◎ 組合債の現在高（令和6年3月31日時点） ※ 千円未満は、四捨五入しています。

ごみ処理施設整備関係	1,887,396千円
斎場施設整備関係	1,095,100千円
合計	2,982,496千円

地域に開かれた施設へ

はだのクリーンセンターでは、地域に開かれた施設として、様々なイベントを実施しています。イベントを通して、ごみ処理などに関心をお持ちいただき、地域の皆さまに親しまれる施設となるよう心掛けています。

施設見学会

施設見学会を開催し、地域の皆さまにごみ処理の仕組みを学んでいただいています。



【はだのクリーンセンター見学者数（単位：人）】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,670	547	957	852	1,377



サツマイモ 苗植え・収穫

すえひろこども園の園児と一緒に楽しい雰囲気の中、サツマイモの苗植えと収穫を行っています。

地産地消の取り組み

秦野斎場では、秦野・伊勢原産の木材を活用しています。秦野産の木材は、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける選手村の建材、伊勢原産の木材は、伊勢原市内の小中学校へ寄贈される学習机など、様々な場面で活用される両市の名産品の一つです。

秦野産木材

秦野市周辺の山々で育った杉材などを屋内ではエントランスホールの天井及び壁のルーバー、各階のロビー並びに待合室等の床フローリング等に使用し、さらに屋外ではバルコニー手すりなどに使用しています。



組子細工備品

秦野市の魅力ある商品、サービス、観光資源などをPRする「はだのブランド」に認定され、秦野産の木材を用いて製作された組子細工を、待合室入口の欄間や照明カバー、スタンド型照明、木格子つい立に採用しています。



日向石のモニュメント

木材だけでなく、伊勢原市日向で採取した日向石を使用したモニュメントを中庭や植栽帯に配置しました。



伊勢原産木材のベンチ

伊勢原市内の山々で育てた木材を使用して伊勢原市森林組合が製作したベンチをエントランスホール前や喫煙室に採用しています。

施設の概要

ごみ処理施設

1 はだのクリーンセンター

所在地 秦野市曾屋4624番地
敷地面積 35,989.34㎡ (登記地積)

はだのクリーンセンターは、秦野市及び伊勢原市から排出された可燃ごみ（燃やすごみ）を200t/日（100t/日炉×2炉）の焼却施設で焼却処理しています。焼却の際に発生した熱を回収して、施設内の給湯や最大3,820キロワットの発電に利用しています。発電した電力は、施設内すべての電気を賄い、余った電気は電力会社に売電しています。さらに、余熱エネルギーを有効活用し、隣接地にある秦野市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ温水の熱源として供給しています。

また、煙突から排出される排ガスについては、成分ごとに法令基準値よりも厳しい自主規制値を設け、その状況を正門横に設置した電光表示盤により、誰もがいつでも確認できるようにしています。

施設の運転や維持管理の業務は、包括的な委託により行っています。

施設整備状況

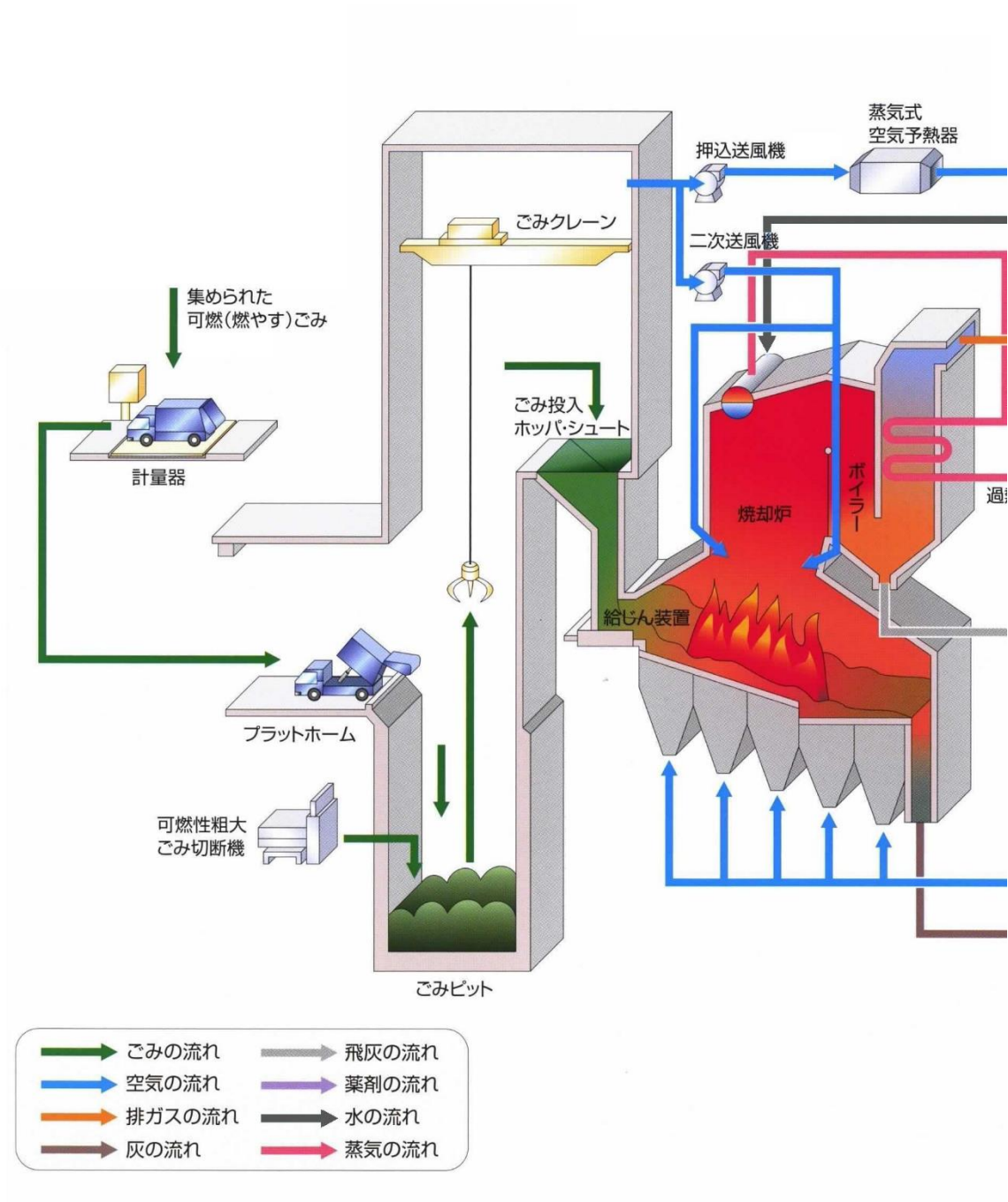
規模	型式	事業費(千円)	整備内容	建設年月日	設計・施工
200t/日	ストーカ式 (連続炉)	9,406,551	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 ・地上6階地下2階 ・延床面積12,339.76m² ・ごみピット容量8,140m³ ・可燃性粗大ごみ切断機(2基) ・蒸気タービン発電設備(発電出力3,820kW) 	H22.2.26～ H25.1.30	日立造船(株)

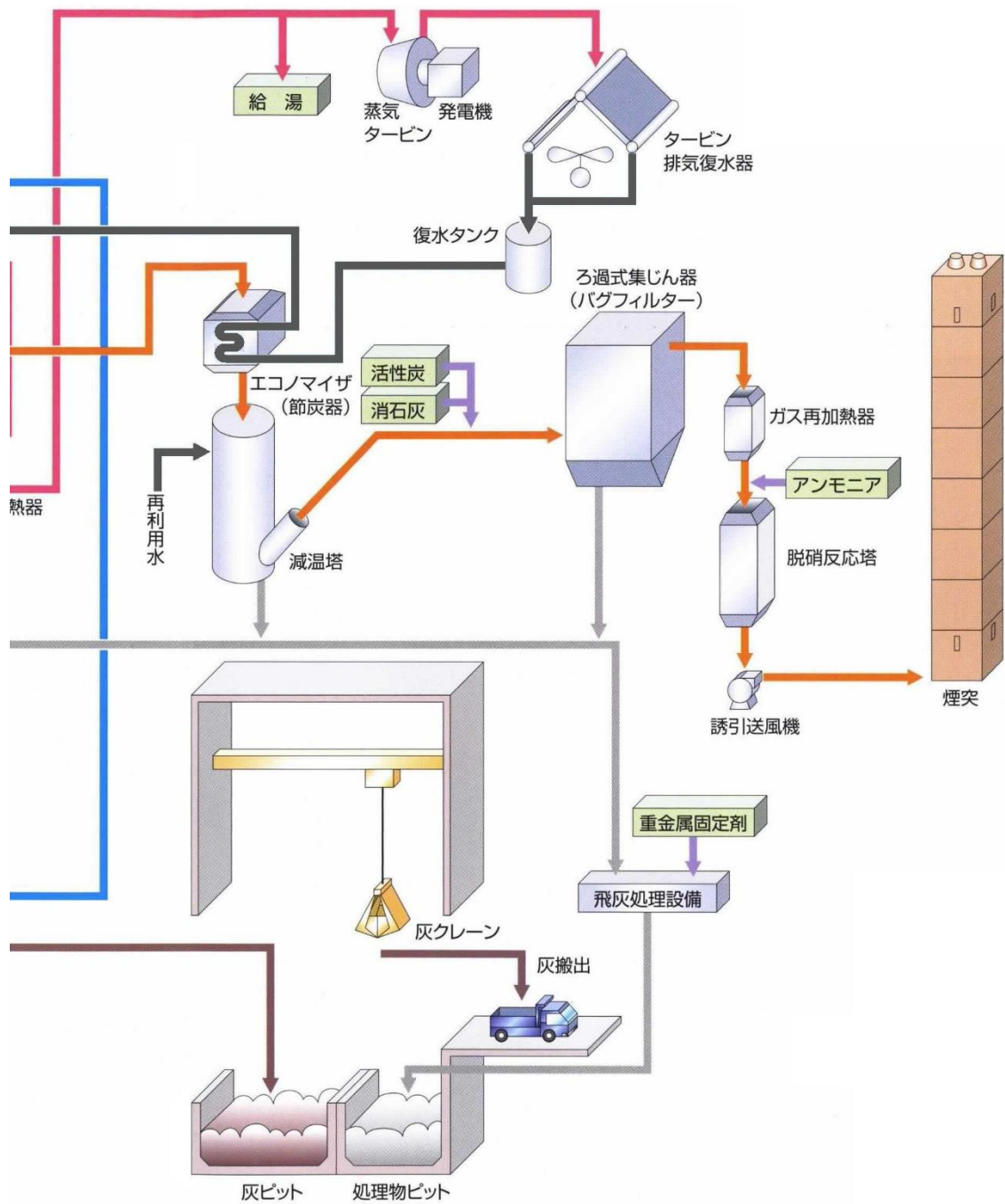
はだのクリーンセンター

電光表示盤



はだのクリーンセンターでのごみ処理の流れ





はだのクリーンセンター 位置図



はだのクリーンセンター 施設配置図



2 伊勢原清掃工場

所在地 伊勢原市三ノ宮1918番地
敷地面積 20,659.86㎡ (登記地積)

(1) 90t/日焼却施設

伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設では、昭和60年度の稼働から秦野市及び伊勢原市の可燃ごみを、平成24年度のはだのクリーンセンター稼働以降は主に伊勢原市の可燃ごみ(燃やすごみ)を焼却処理してまいりました。

同施設では、平成12年度に電気集じん器よりダイオキシン類などの有害物質の削減効果の高いバグフィルター(ろ過式集じん器)への改良工事を行いました。

また、計画的な修繕により、可燃ごみの安定した処理を行ってまいりましたが、35年以上もの長期稼働に伴う老朽化や、秦野市及び伊勢原市による可燃ごみの減量施策の成果を踏まえ、令和6年3月5日に焼却処理を終了し、稼働停止しました。

令和6年度は、煙突や建屋の封鎖工事などの安全対策を講じ、稼働停止後も施設の安全な維持管理を行ってまいります。

施設整備状況

規模	型式	事業費(千円)	整備内容	建設年月日	施工業者
90t/日	ストーカ式 (連続炉)	1,837,916	鉄筋コンクリート造 4階建 延2,614.57㎡ ごみピット 870㎡ 可燃性粗大ごみ破碎設備(休止)	S58.2.21 } S60.10.31	日立造船株 (機械設備) 奥村・中村建設 共同企業体 (土木・建築)
		整備工事 1,491,000	排ガス高度処理及び灰固形化施設整備 (ダイオキシン類削減対策) 電気集じん器をバグフィルターに改造等	H12.5.30 } H13.3.30	日立造船株

90t/日焼却施設



(2) 粗大ごみ処理施設

伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設では、秦野市及び伊勢原市の不燃ごみ（不燃物）や粗大ごみの選別・破碎処理を行っています。

同施設へ搬入後、可燃性と不燃性に分別し、可燃性のものは、はだのクリーンセンターへ運搬し、焼却処理します。不燃性のものは同施設内で手作業により選別し、非鉄類を回収、その後、破碎処理を経て、磁石による選別機で鉄類を回収します。最終的には細かなプラスチックくず等（不燃物残渣）が残りますが、これらも適正な最終処分を行っています。

処理工程で回収した鉄類や非鉄類は、資源化を図るため、有価物として売却し、水銀等の有害物質を含む蛍光灯などは、一時保管後、専門事業者が適正に処理しています。

施設整備状況

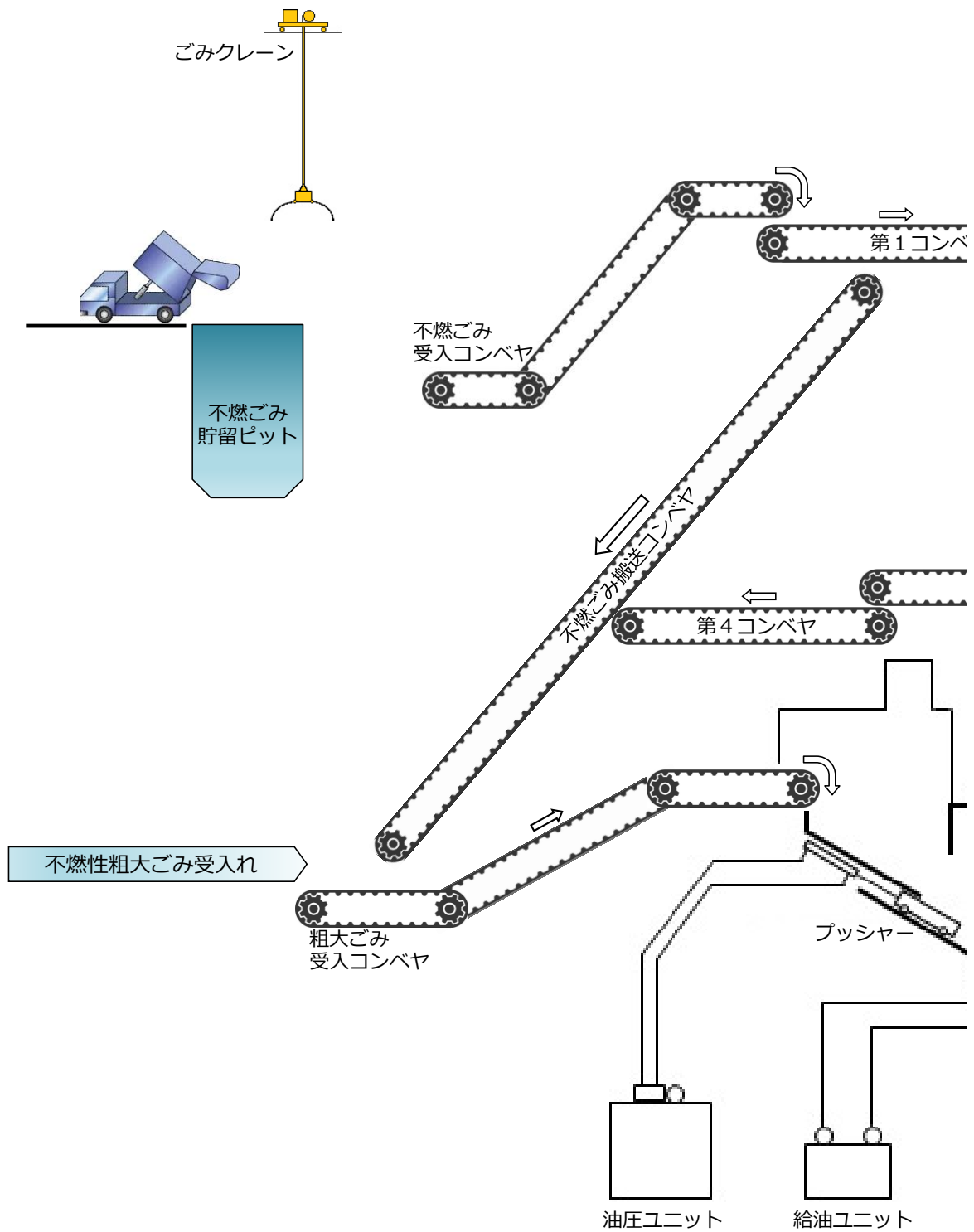
能力	事業費(千円)	整備内容	建設年月日	施工業者
圧縮設備：12t/5h 併用設備：30t/5h コンベヤ選別設備 ：8-10t/5h	236,488	鉄骨造 延721.1m ² ※ 主要設備 受入供給設備 破碎機 受入等コンベヤ設備 磁選機等機械設備	S62.6.26 〈 S63.3.20	(株)ジーエス

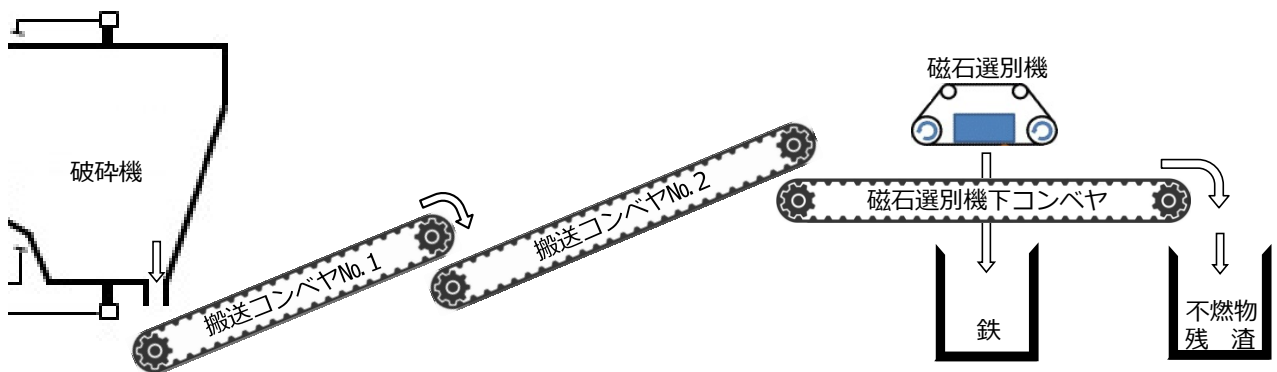
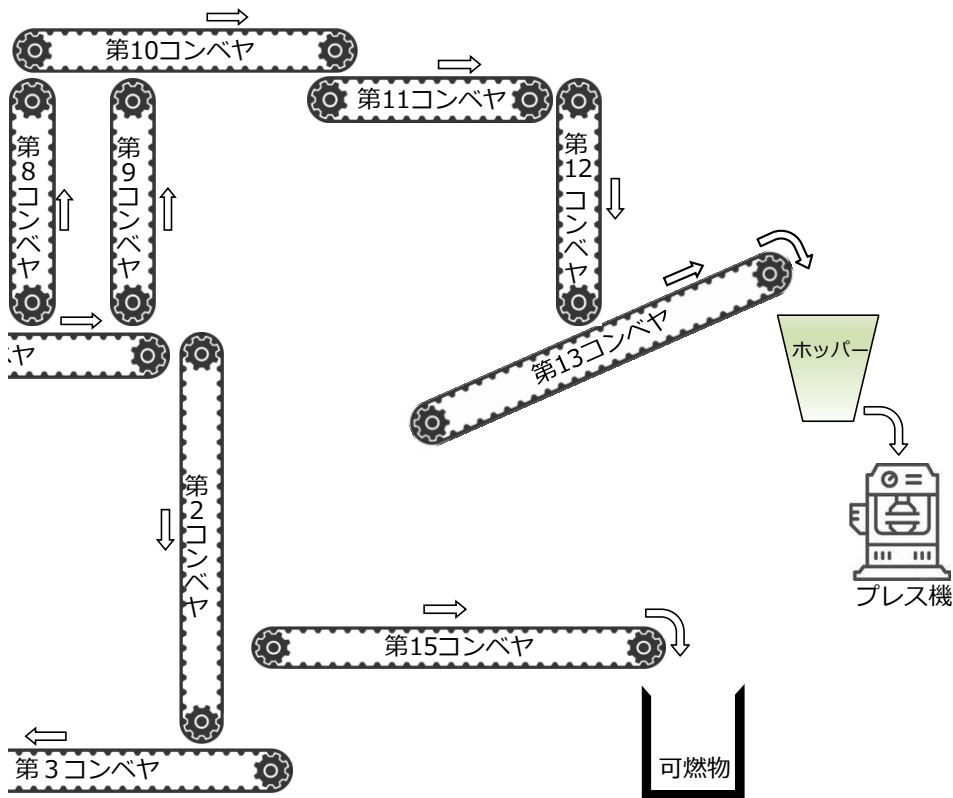
※面積は、平成7年の増築工事後のものです。また、建屋の一部は、昭和47年に建設されています。

粗大ごみ処理施設

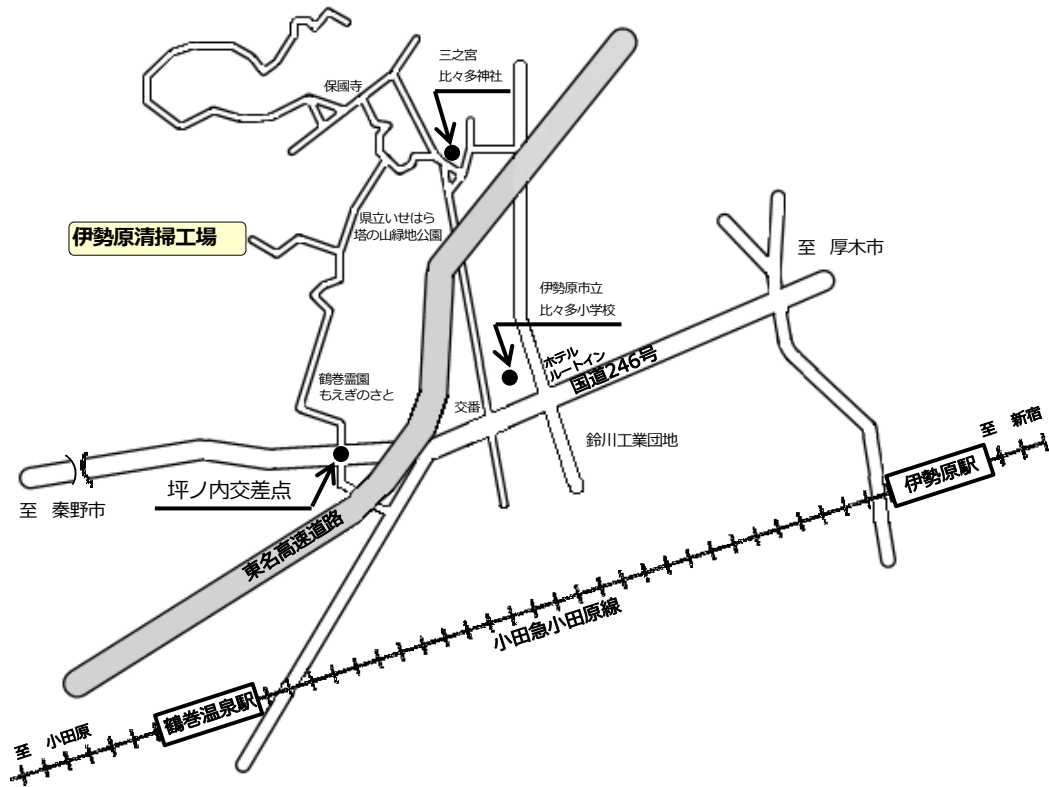


粗大ごみ処理施設でのごみ処理の流れ

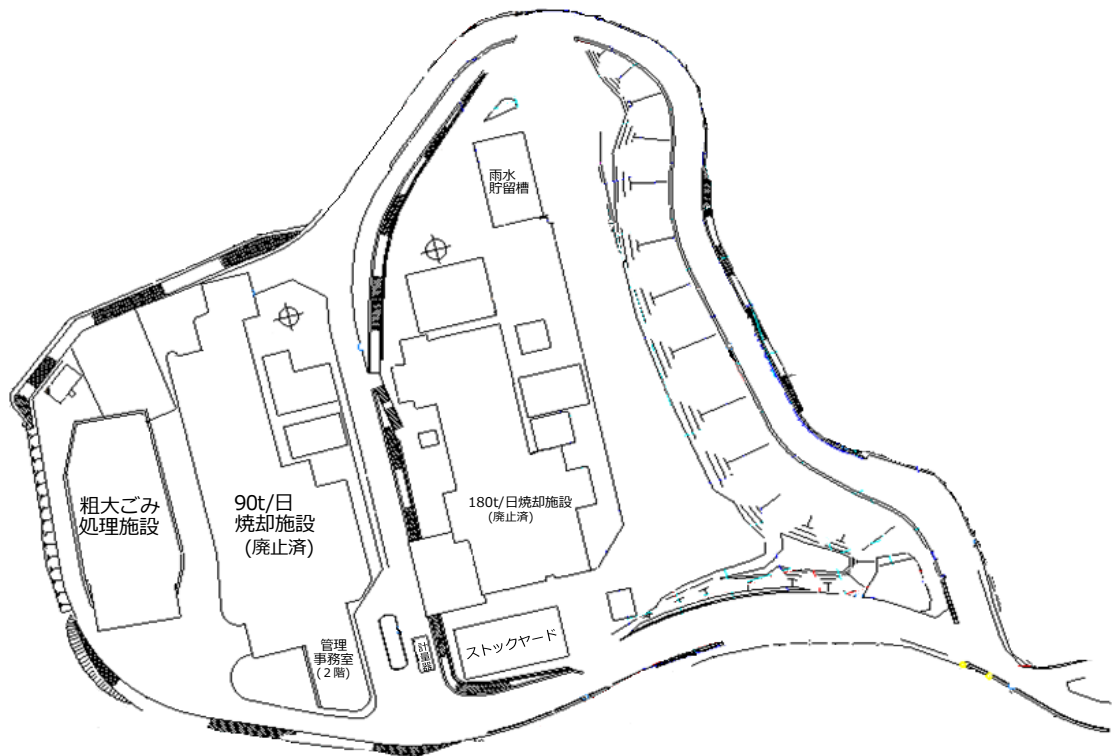




伊勢原清掃工場 位置図



伊勢原清掃工場 施設配置図



3 栗原一般廃棄物最終処分場

所在地 伊勢原市三ノ宮2854番地
敷地面積 24,370.69㎡

栗原一般廃棄物最終処分場では、平成5年5月の埋立開始以来、本組合の焼却施設で可燃ごみを焼却した際に生じた焼却灰の埋立処分を行ってまいりましたが、令和6年3月29日をもって30年以上にわたる焼却灰の埋め立てを終了しました。6年度は最終覆土を行います。

また、当面の間、処分場内に降り注いで埋立地に浸透した雨水の処理を継続する必要があるため、浸出水処理施設の適正な維持管理を行ってまいります。

施設整備状況

建設工事	事業費(千円)	整備内容	建設年月日	施工業者
第一期	644,297	遮水工：合成ゴム＋軟質塩化ビニール 堰堤工：鋼矢板二重締切堰堤 排水管：浸出水排水管等 調整槽：屋内型400m ³ 水処理：凝集沈殿20m ³ /日	H4.1.22) H5.3.25	鹿島建設(株) 横浜支店
第二期	1,417,500	遮水工：合成ゴム＋軟質塩化ビニール 堰堤工：鉄筋コンクリート箱型及び逆T字擁壁 排水管：浸出水排水管等 調整槽：屋内型1,400m ³ 水処理：凝集沈殿50m ³ /日	H9.8.25) H11.3.19	鹿島・中村・長島 特定建設工事共 同企業体

※ 用地は伊勢原市から借地

埋立面積及び容量

	面積	容量
一期分	4,700m ²	25,500m ³
二期分	12,060m ²	107,000m ³
変更届出分	—	42,500m ³
全体計画	16,760m ²	175,000m ³

埋立開始年月 平成5年5月

埋立構造・方式 準好気性埋立・セル方式

栗原一般廃棄物最終処分場

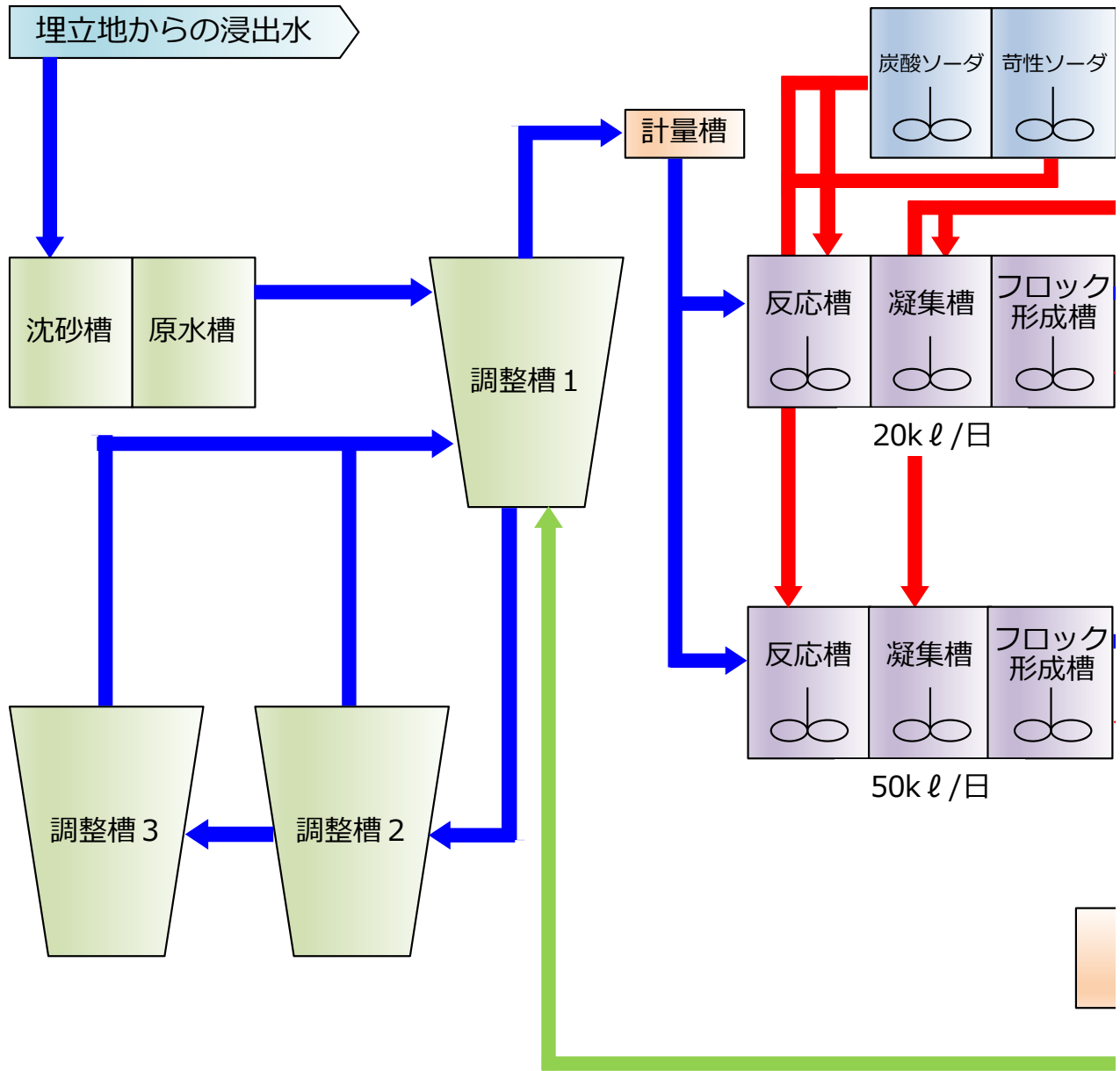
浸出水処理施設



埋立地



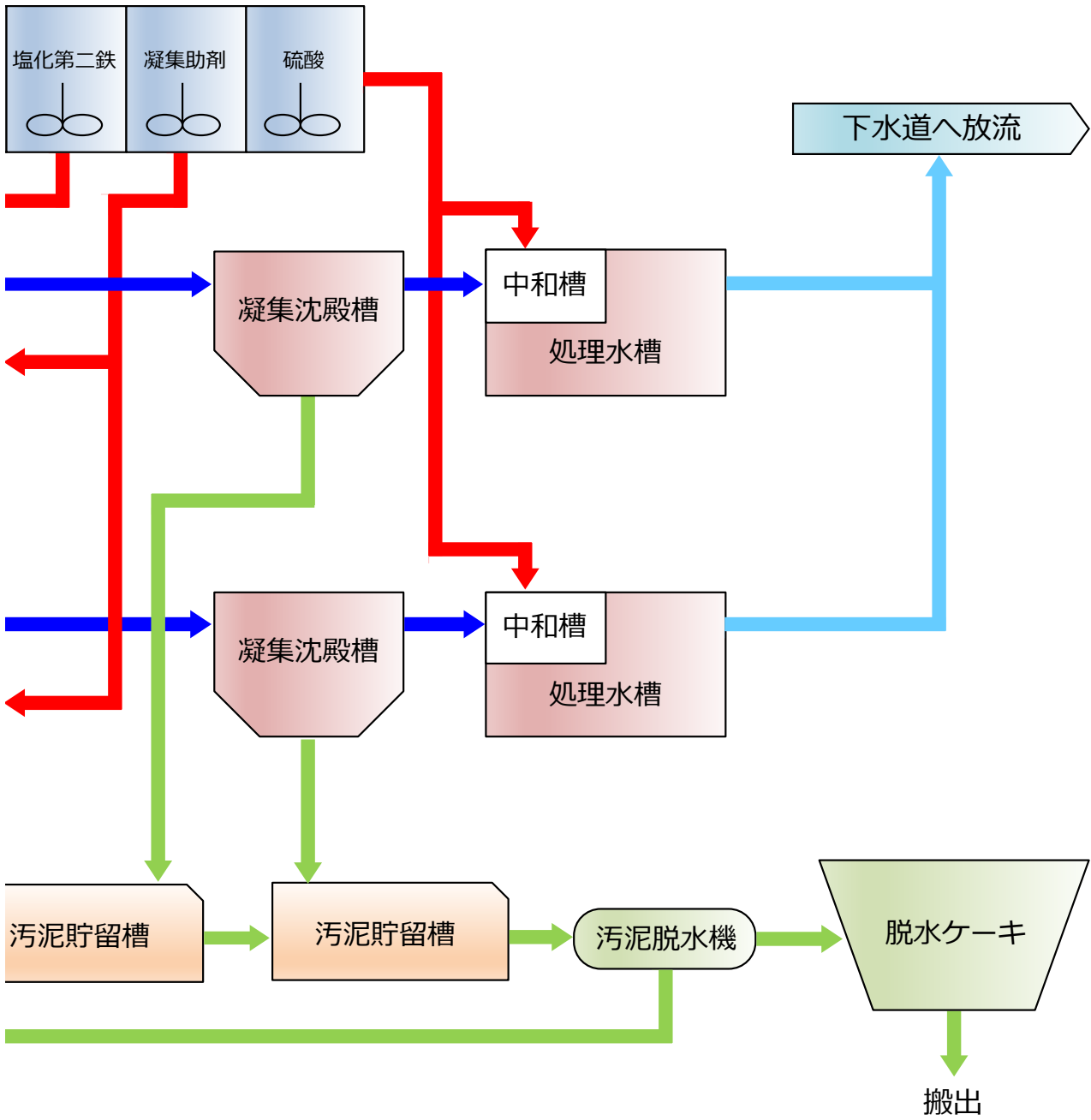
栗原一般廃棄物最終処分場における浸出水処理施設での水処理の流れ



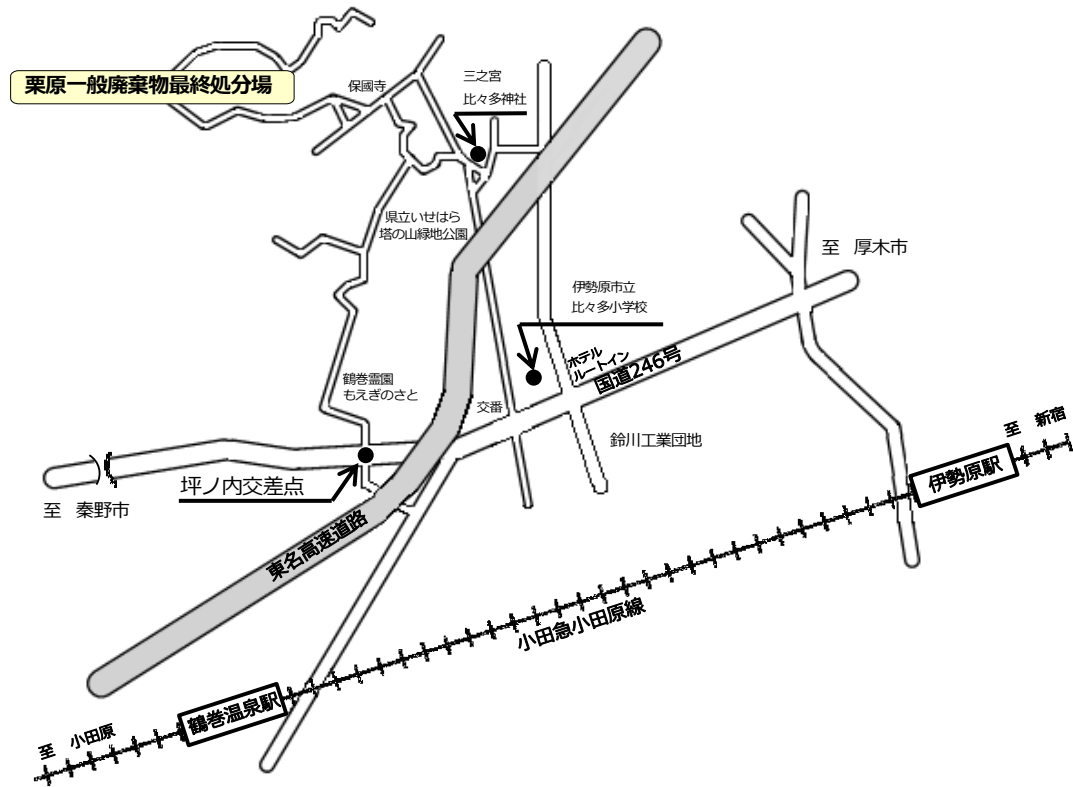
- ➡ 浸出水の流れ
- ➡ 薬剤の流れ
- ➡ 汚泥の流れ
- ➡ 処理水の流れ

放流水質	
PH (水素イオン濃度)	5 を超え 9 未満
Mn ²⁺ (溶解性マンガン濃度)	1 mg/ℓ 以下
Ca ²⁺ (カルシウムイオン濃度)	100mg/ℓ 以下

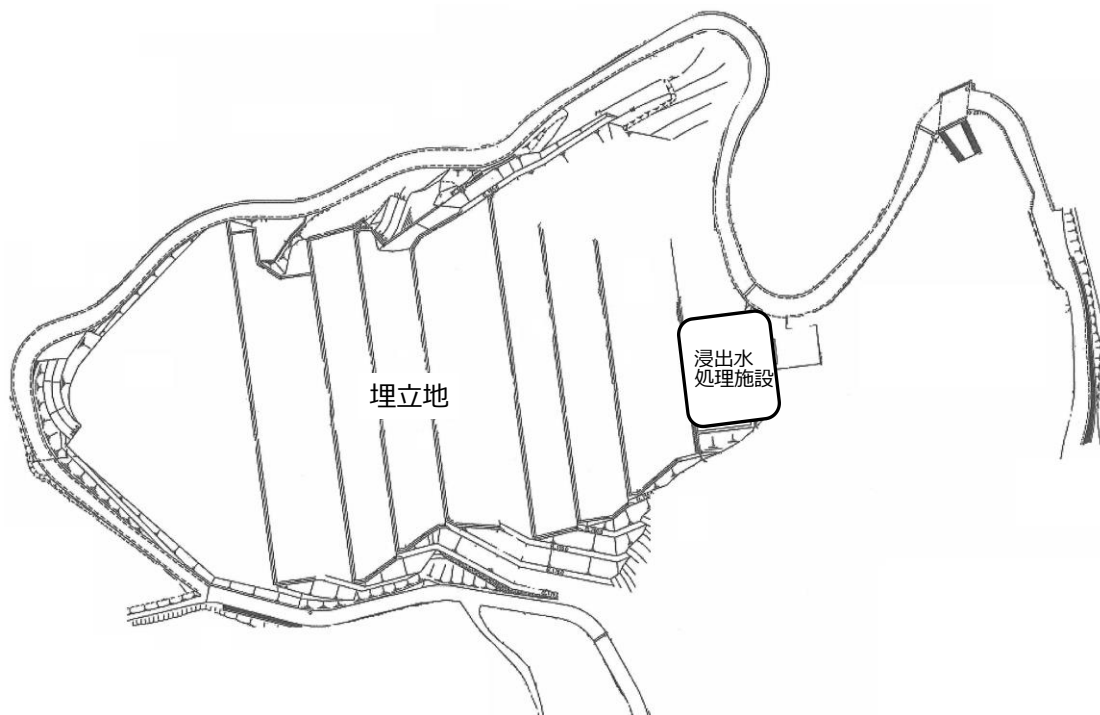
薬剂設備



栗原一般廃棄物最終処分場 位置図



栗原一般廃棄物最終処分場 施設配置図



火 葬 施 設

秦野斎場

所在地 秦野市曾屋1006番地
敷地面積 5,741.22㎡ (登記地積)

秦野斎場は、秦野市及び伊勢原市の火葬業務を行うため、火葬炉7基(別に1基分の予備スペース有)、待合室8室を備え、1日当たり最大16件の火葬が可能な施設です。

また、排ガス処理や災害対策の強化を図ると共に、自然エネルギーを有効に活用した施設となっています。

なお、令和3年度から施設の運営は、指定管理者により行っています。

施設整備状況

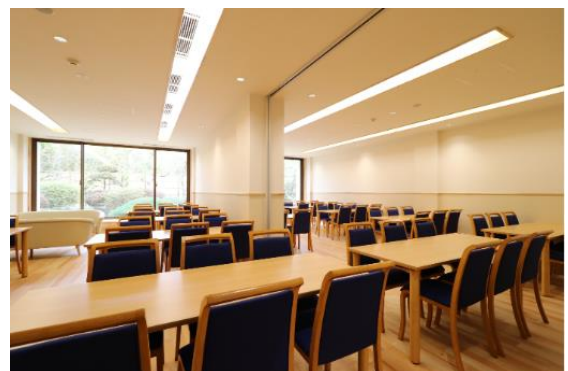
型 式	事業費 (千円)	整 備 内 容	建設年月日	施 工 者
火葬炉7炉 台車式大型炉 再燃焼炉 主燃焼炉直上型 1炉1再燃焼方式 集じん方式 乾式バグフィル ター 4基	1,961,787	増築棟：鉄筋コンクリート造、 鉄骨造混構造2階建て (火葬炉7炉、待合室4室、 告別室4室、収骨室4室、 霊安室、事務室等) 改修棟：鉄筋コンクリート造 平屋建て、内外装を改修 (待合室4室、多目的室) 延べ面積；約3,395.20㎡ (うち増築棟約2,908.07㎡)	火葬炉設備 H28.10.11～ H30.3.22 その他工事 H28.10.11～ H31.3.15	株式会社宮本工業所 (火葬炉設備) コラム・秀和共同企業体 (建築工事) 大野設備工業・キタムラ共 同企業体(機械設備) 東洋電装・フリーテム共 同企業体(電気設備)

秦野斎場

外観



待合室



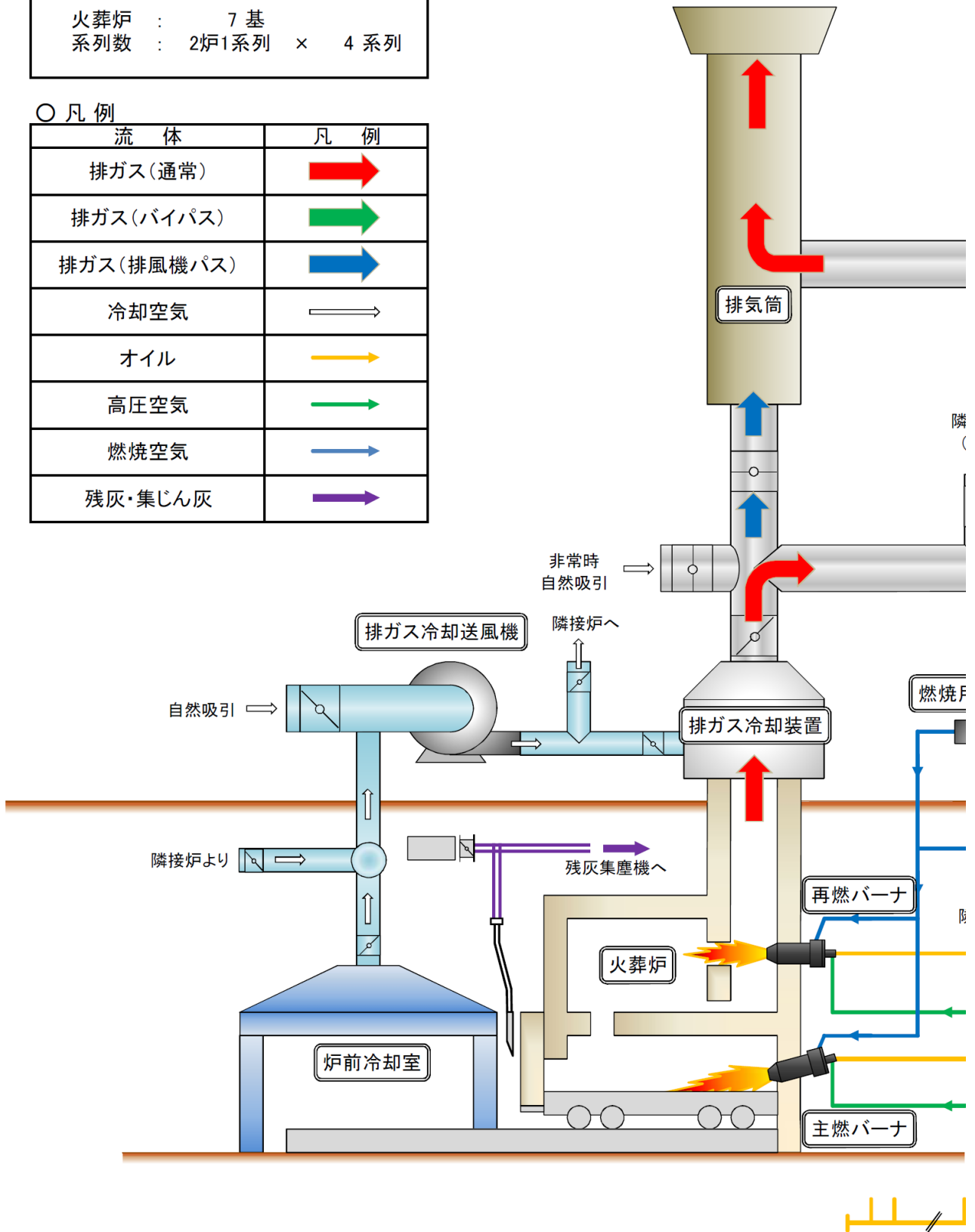
秦野斎場の火葬炉設備フローシート

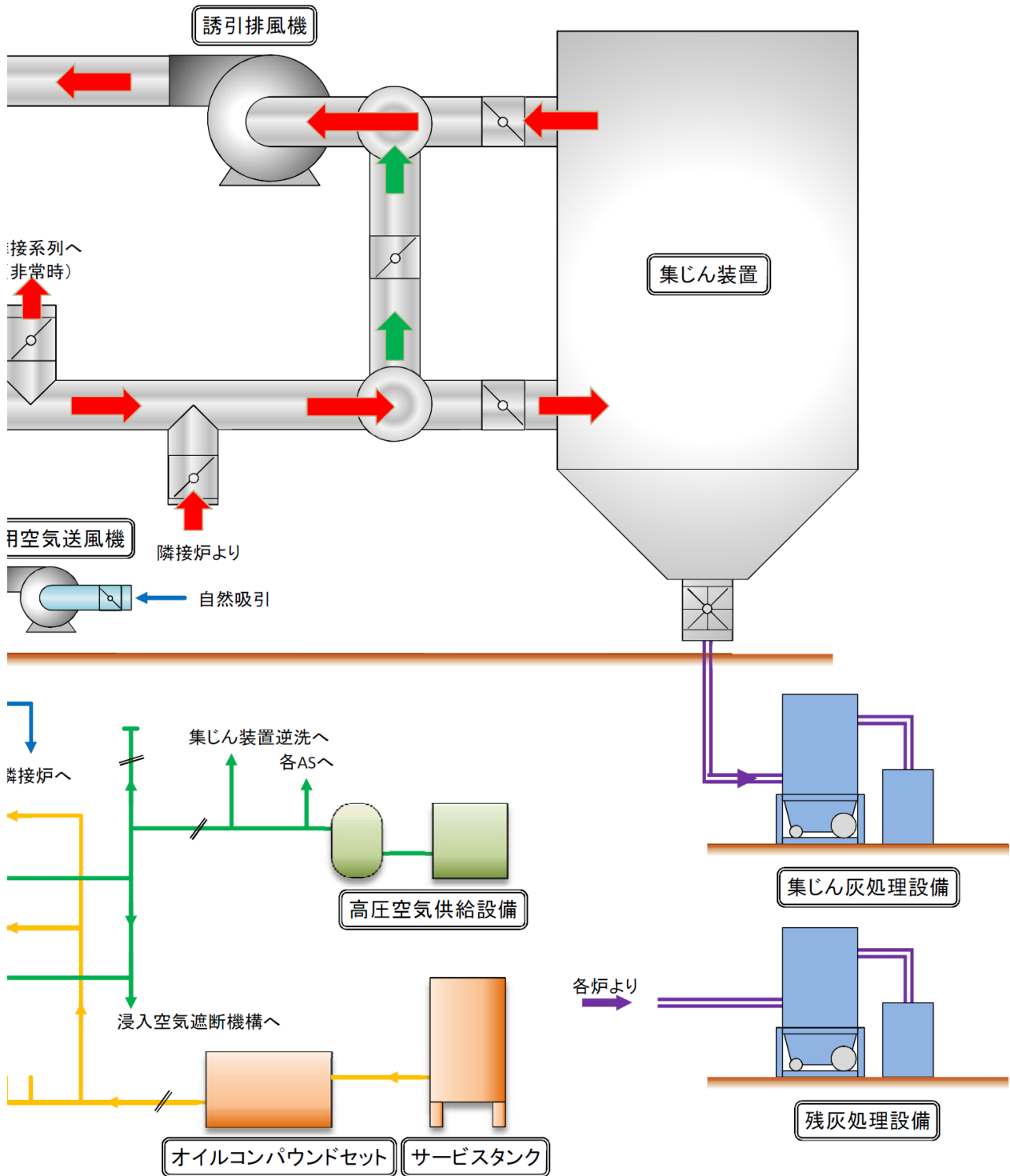
○ 基本事項

火葬炉	: 7基
系列数	: 2炉1系列 × 4系列

○ 凡例

流体	凡例
排ガス(通常)	
排ガス(バイパス)	
排ガス(排風機パス)	
冷却空気	
オイル	
高圧空気	
燃焼空気	
残灰・集じん灰	

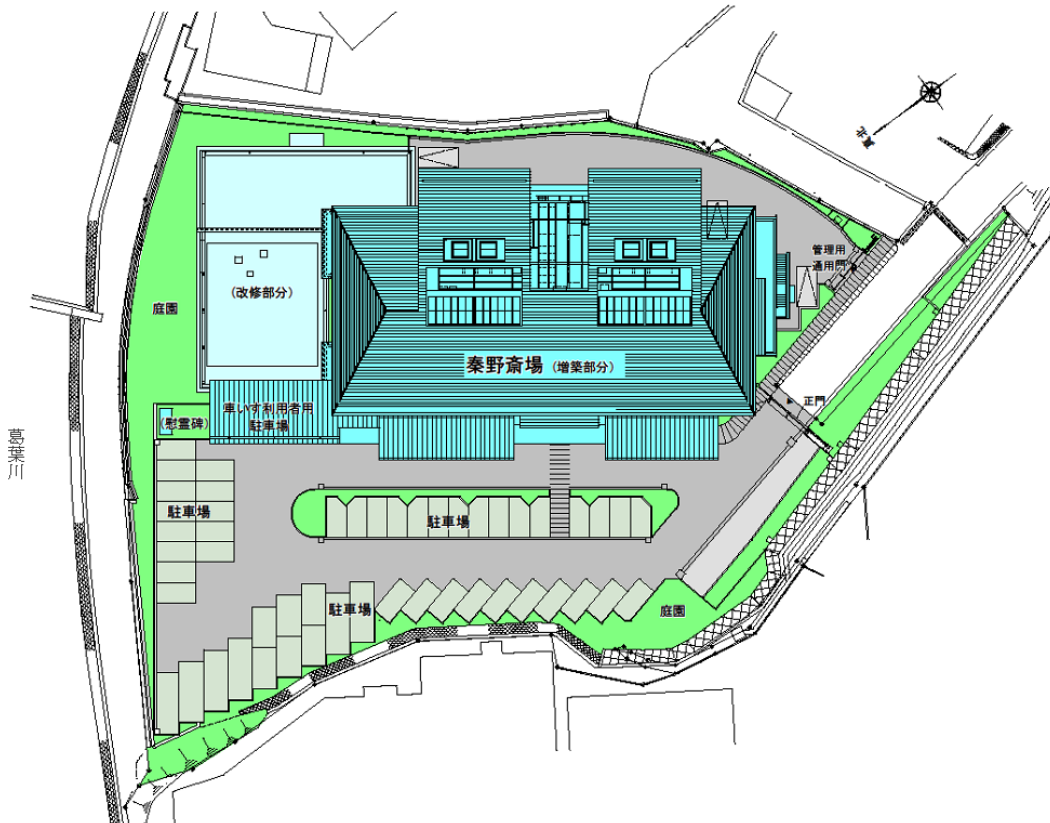




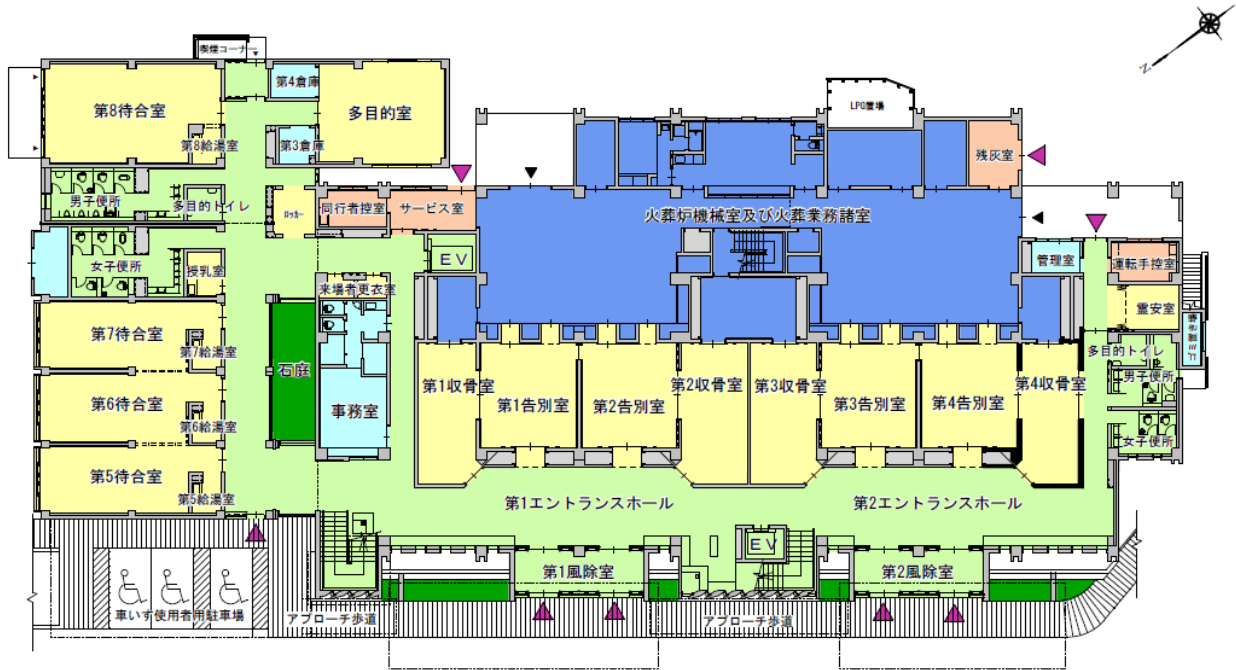
秦野斎場 位置図



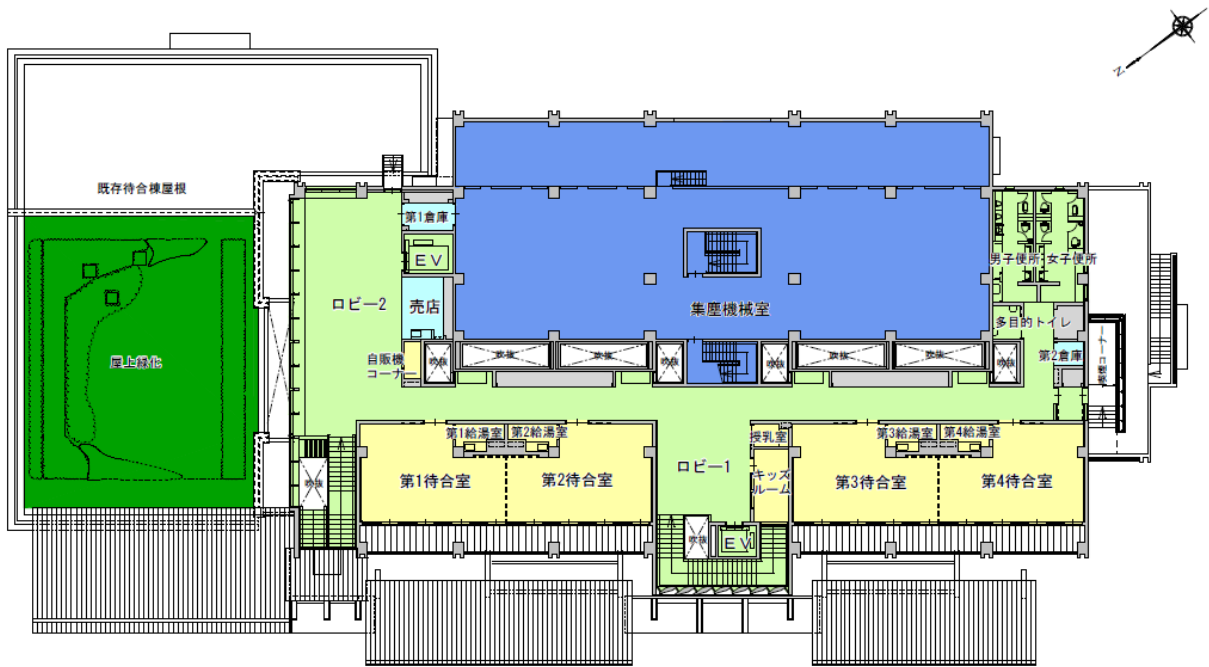
秦野斎場 施設配置図



秦野斎場 1階平面図



秦野斎場 2階平面図



事業の実績

ごみ処理

1 可燃ごみ

(1) 年度別搬入実績

(単位：t)

年 度	搬 入 日 数	搬 入 量											
		秦 野 市				伊 勢 原 市				合 計			
		秦野市分	一般搬入分	計	一日平均	伊勢原市分	一般搬入分	計	一日平均	两市分	一般搬入分	計	一日平均
令和 元年度	313	25,627.49	9,163.84	34,791.33	111.15	18,869.72	5,747.57	24,617.29	78.65	44,497.21	14,911.41	59,408.62	189.80
	(312)	(25,627.49)	(9,108.13)	(34,735.62)	(111.33)	(9,397.09)	(5,411.77)	(14,808.86)	(47.46)	(35,024.58)	(14,519.90)	(49,544.48)	(158.80)
	(310)	-	(55.71)	(55.71)	(0.18)	(9,472.63)	(335.80)	(9,808.43)	(31.64)	(9,472.63)	(391.51)	(9,864.14)	(31.82)
令和 2年度	312	25,947.19	8,464.84	34,412.03	110.29	18,749.19	5,011.92	23,761.11	76.16	44,696.38	13,476.76	58,173.14	186.45
	(312)	(25,947.19)	(8,431.83)	(34,379.02)	(110.19)	(10,863.86)	(4,755.13)	(15,618.99)	(50.06)	(36,811.05)	(13,186.96)	(49,998.01)	(160.25)
	(307)	-	(33.01)	(33.01)	(0.11)	(7,885.33)	(256.79)	(8,142.12)	(26.52)	(7,885.33)	(289.80)	(8,175.13)	(26.63)
令和 3年度	312	25,441.33	8,417.26	33,858.59	108.52	17,947.17	4,983.48	22,930.65	73.50	43,388.50	13,400.74	56,789.24	182.02
	(312)	(25,441.33)	(8,386.33)	(33,827.66)	(108.42)	(10,543.94)	(4,784.41)	(15,328.35)	(49.13)	(35,985.27)	(13,170.74)	(49,156.01)	(157.55)
	(308)	-	(30.93)	(30.93)	(0.10)	(7,403.23)	(199.07)	(7,602.30)	(24.68)	(7,403.23)	(230.00)	(7,633.23)	(24.78)
令和 4年度	314	24,749.68	8,463.55	33,213.23	105.77	17,518.38	5,178.12	22,696.50	72.28	42,268.06	13,641.67	55,909.73	178.06
	(312)	(24,749.68)	(8,435.90)	(33,185.58)	(106.36)	(12,142.72)	(4,916.55)	(17,059.27)	(54.68)	(36,892.40)	(13,352.45)	(50,244.85)	(161.04)
	(311)	-	(27.65)	(27.65)	(0.09)	(5,375.66)	(261.57)	(5,637.23)	(18.13)	(5,375.66)	(289.22)	(5,664.88)	(18.22)
令和 5年度	314	23,970.73	8,202.28	32,173.01	102.46	16,868.21	5,004.25	21,872.46	69.66	40,838.94	13,206.53	54,045.47	172.12
	(313)	(23,632.30)	(8,175.17)	(31,807.47)	(101.62)	(10,707.43)	(4,758.51)	(15,465.94)	(49.41)	(34,339.73)	(12,933.68)	(47,273.41)	(151.03)
	(308)	(338.43)	(27.11)	(365.54)	(1.19)	(6,160.78)	(245.74)	(6,406.52)	(20.80)	(6,499.21)	(272.85)	(6,772.06)	(21.99)

※ 一般搬入分は、許可業者、自己搬入等。

表内の () 書きは、上段がはだのクリーンセンター、下段が伊勢原清掃工場の実績。

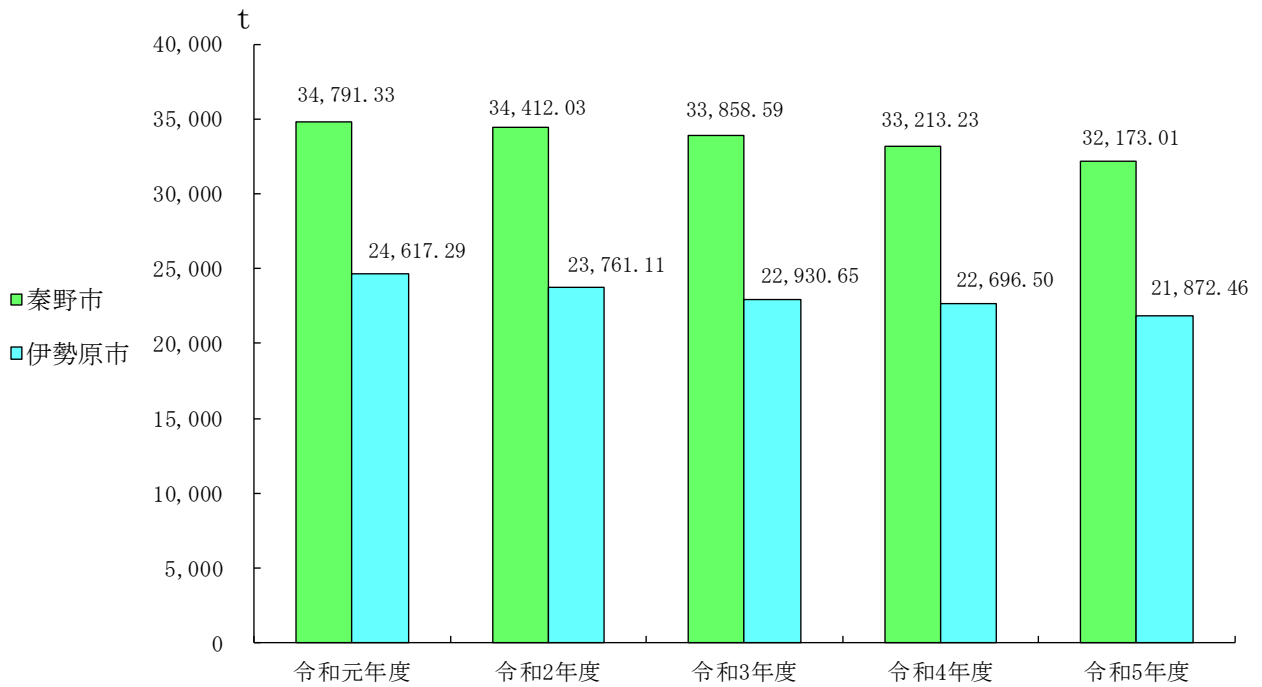
(2) 年度別焼却処理実績

(単位：t)

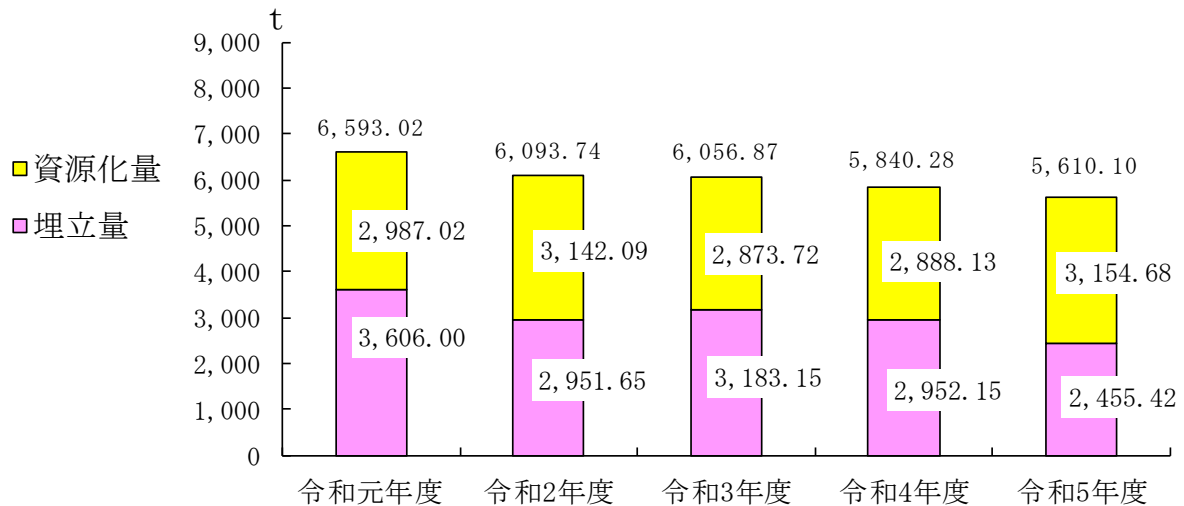
年度	焼 却 量	焼 却 灰 量		
			埋立量	資源化量
令和 元年度	62,373.44	6,593.02	3,606.00	2,987.02
	(52,529.55)	(5,113.06)	(2,126.04)	(2,987.02)
	(9,843.89)	(1,479.96)	(1,479.96)	—
令和 2年度	60,132.40	6,093.74	2,951.65	3,142.09
	(51,814.62)	(4,834.00)	(1,691.91)	(3,142.09)
	(8,317.78)	(1,259.74)	(1,259.74)	—
令和 3年度	61,793.98	6,056.87	3,183.15	2,873.72
	(53,414.27)	(4,845.61)	(1,971.89)	(2,873.72)
	(8,379.71)	(1,211.26)	(1,211.26)	—
令和 4年度	58,694.20	5,840.28	2,952.15	2,888.13
	(53,058.26)	(5,047.22)	(2,159.09)	(2,888.13)
	(5,635.94)	(793.06)	(793.06)	—
令和 5年度	56,433.30	5,610.10	2,455.42	3,154.68
	(49,687.85)	(4,677.48)	(1,522.80)	(3,154.68)
	(6,745.45)	(932.62)	(932.62)	—

※ 表内の () 書きは、上段がはだのクリーンセンター、下段が伊勢原清掃工場の実績。

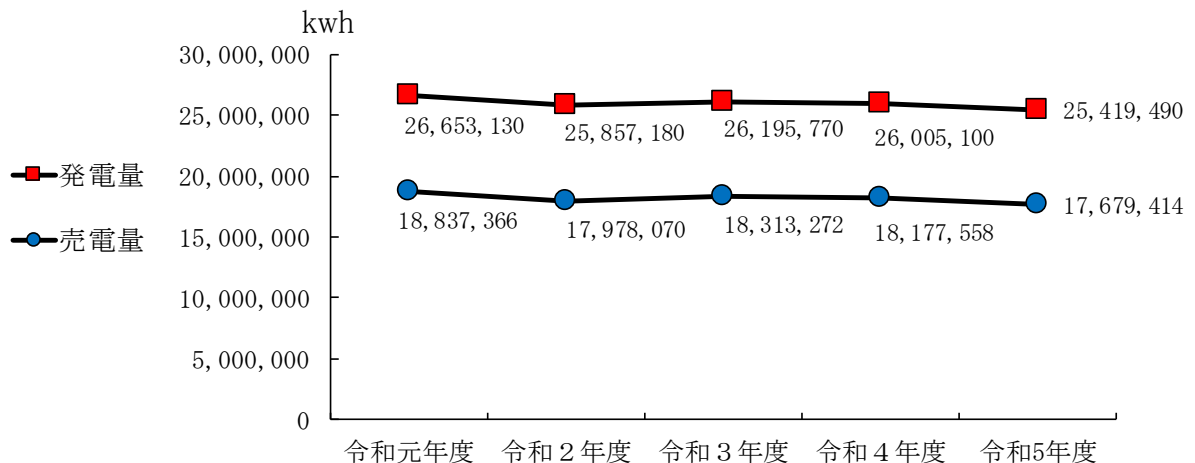
(3) 両市別搬入実績



(4) 焼却灰処理実績



(5) 年度別発電実績 (はだのクリーンセンター)



2 不燃・粗大ごみ

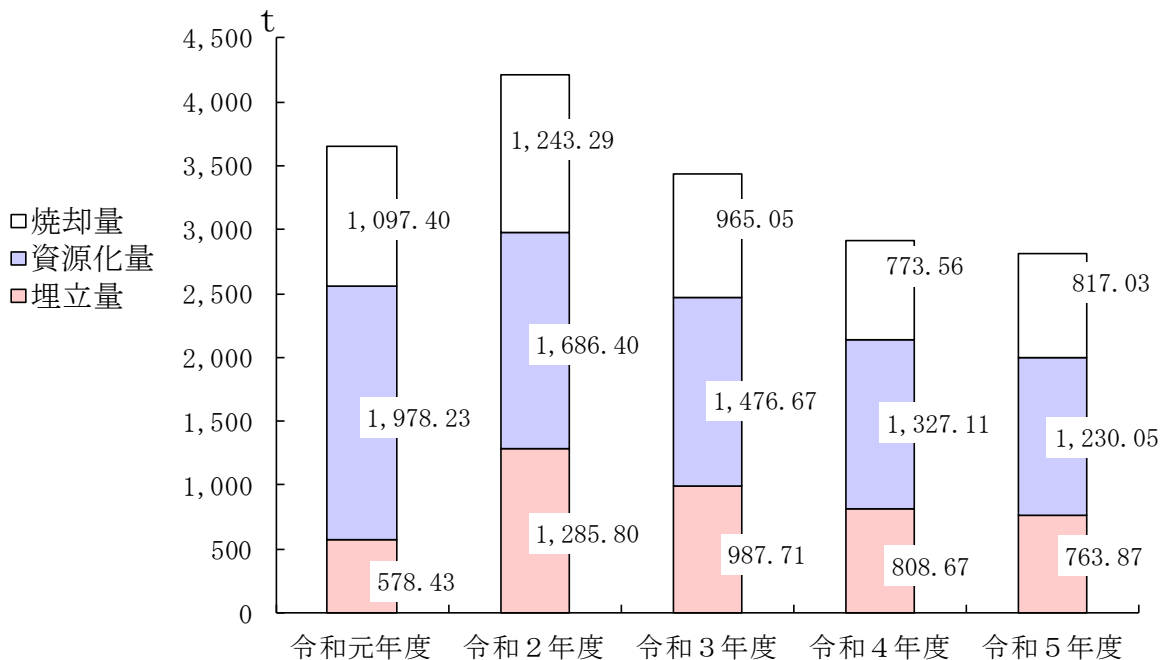
(1) 年度別搬入実績

(単位：t)

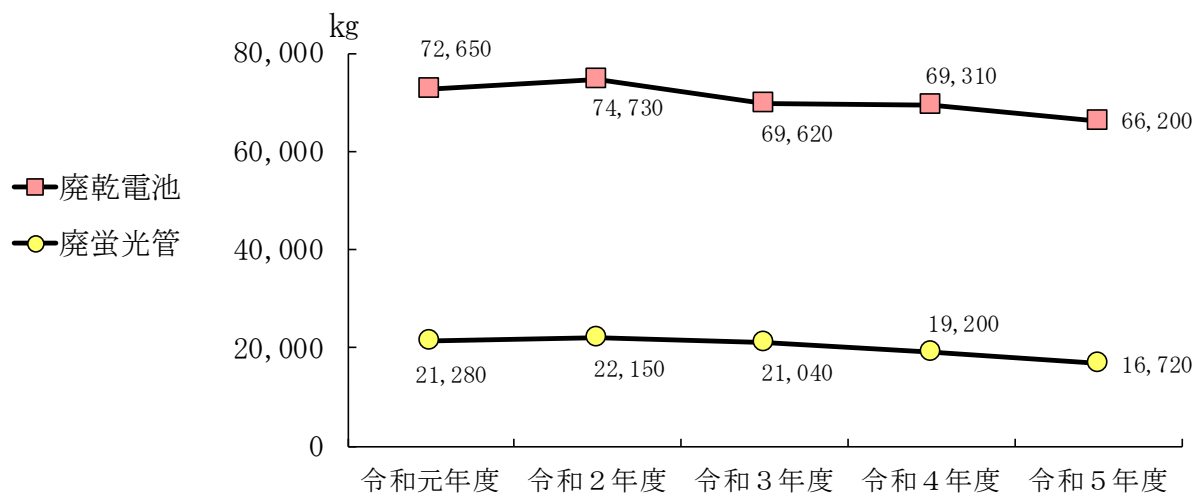
年 度	搬 入 日 数	搬 入 量											
		秦 野 市				伊 勢 原 市				合 計			
		秦野市分	一般搬入分	計	一日平均	伊勢原市分	一般搬入分	計	一日平均	両市分	一般搬入分	計	一日平均
令和元	310	2,156.94	107.56	2,264.50	7.30	1,360.08	29.48	1,389.56	4.48	3,517.02	137.04	3,654.06	11.79
令和2	309	2,503.67	90.18	2,593.85	8.39	1,593.48	28.16	1,621.64	5.25	4,097.15	118.34	4,215.49	13.64
令和3	309	2,104.88	75.85	2,180.73	7.06	1,223.25	25.45	1,248.70	4.04	3,328.13	101.30	3,429.43	11.10
令和4	310	1,819.93	65.14	1,885.07	6.08	1,000.72	23.55	1,024.27	3.30	2,820.65	88.69	2,909.34	9.38
令和5	311	1,757.72	58.00	1,815.72	5.84	961.48	33.75	995.23	3.20	2,719.20	91.75	2,810.95	9.04

※ 一般搬入分は、自己搬入等

(2) 年度別処理実績

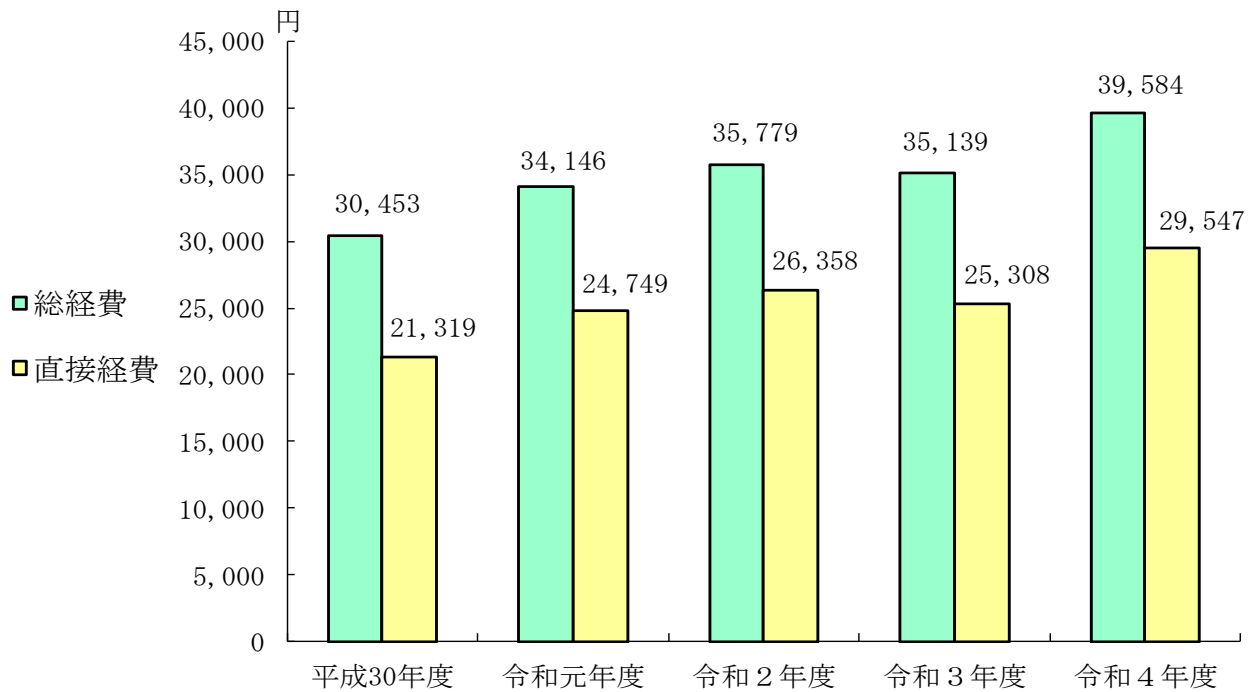


(3) 年度別廃乾電池及び廃蛍光管の資源化量

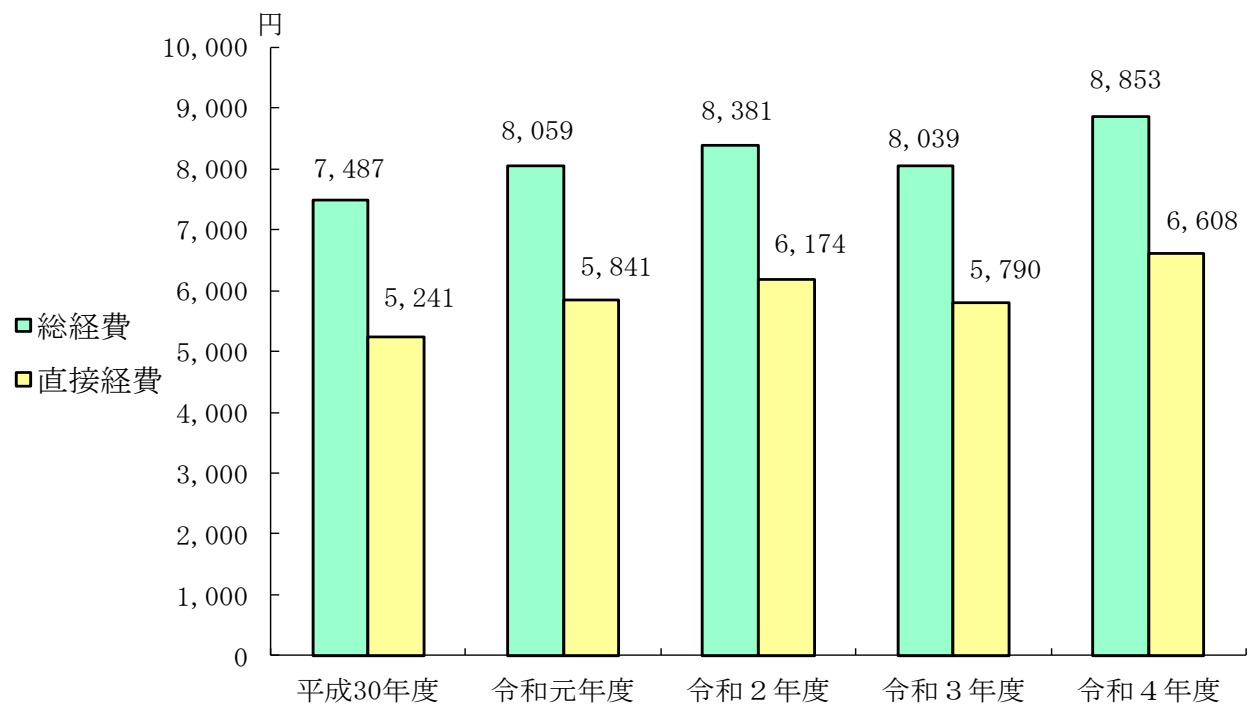


3 ごみ処理経費の推移

(1) ごみ 1 t 当たりの年度別処理経費



(2) 市民 1 人当たりの年度別処理経費



- ※ 直接経費は、ごみ処理に直接かかわる人件費、光熱水費、維持補修費等の経費です。
- ※ 総経費は、直接経費に総務費、公債費等の間接経費を加えた経費です。
- ※ 工事等の臨時的経費は含んでいません。

4 はだのクリーンセンター各種測定結果（令和5年度）

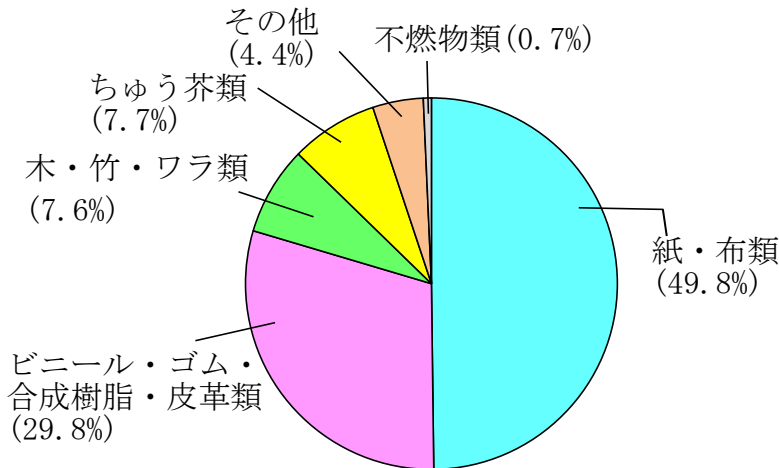
（はだのクリーンセンターでは、煙突からの排ガス成分に法令等基準値よりも厳しい自主規制値を設けています。）

(1) ばい煙関係

区 分	排出基準	自主規制値	測定結果（年平均値）	
			1号炉	2号炉
ばいじん	0.04g/m ³ N以下	0.01以下	0.001未満	0.001未満
硫黄酸化物	約3,200ppm以下	30以下	6.0	4.6
塩化水素	430ppm以下	30以下	16.7	15.5
窒素酸化物	250ppm以下	50以下	37.3	37.2

※ 排出基準は、大気汚染防止法によります。硫黄酸化物は地域区分から排出口の高さに応じて算出した煙突出口での許容濃度です。また、塩化水素の排出基準は700 mg/m³ Nを濃度に換算した数値です。

(2) ごみの種類組成等の測定結果（年平均値）



低位発熱量（実測値）	9,756.7 kJ/kg
------------	---------------

※ 低位発熱量とは、熱量計で測定される総発熱量から、ごみの中の水分及び水素分が水蒸気となる際の蒸発潜熱を差引いた、実質的な発熱量です。

(3) ダイオキシン類関係

ア 煙突の測定結果

区 分	令和5年5月試料採取		令和5年12月試料採取	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
ダイオキシン類濃度	0 ng-TEQ/m ³ N	0 ng-TEQ/m ³ N	0.0000018 ng-TEQ/m ³ N	0.0000054 ng-TEQ/m ³ N
基準値	ダイオキシン類対策特別措置法（平成14年12月1日から適用） 0.1ng-TEQ/m ³ N以下 [自主規制値 0.05ng-TEQ/m ³ N以下]			

イ 焼却灰の測定結果

区 分	令和5年7月試料採取		令和6年1月試料採取	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
ダイオキシン類濃度	0ng-TEQ/g	0ng-TEQ/g	0ng-TEQ/g	0ng-TEQ/g
基準値	ダイオキシン類対策特別措置法（平成14年12月1日から適用） 3ng-TEQ/g以下			

5 伊勢原清掃工場各種測定結果（令和5年度）

(1) ばい煙関係

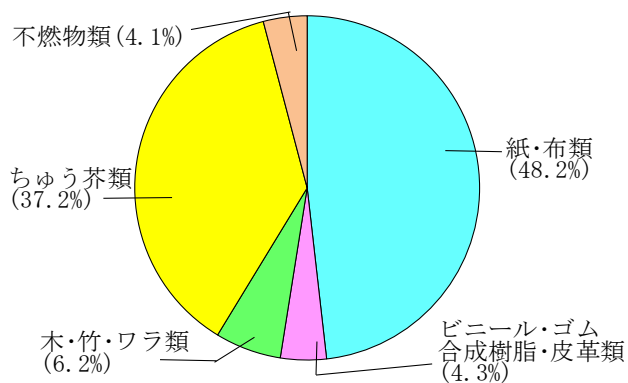
区 分	90t/日焼却施設	
	排出基準	測定結果
ば い じ ん	0.15g/m ³ N以下	0.001 未満
硫 黄 酸 化 物	約1,852ppm以下	1.1
塩 化 水 素	430ppm以下	12.7
窒 素 酸 化 物	250ppm以下	33

※ 排出基準は、大気汚染防止法によります。硫黄酸化物は地域区分から排出口の高さに応じて算出した煙突出口での許容濃度です。また、塩化水素の排出基準は700mg/m³Nを濃度に換算した数値です。

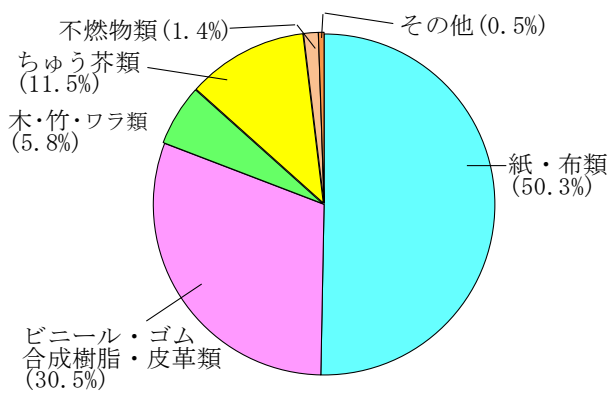
※ 測定結果は、年平均値です。

(2) ごみの種類組成等（年平均値）

昭和49年ごろの測定結果



令和5年度測定結果



低位発熱量（実測値）	10,488 kJ/kg
------------	--------------

(3) ダイオキシン類関係

ア 90t/日焼却施設 煙突・焼却灰の測定結果（令和5年10月試料採取）

ダイオキシン類濃度	煙突 (ng-TEQ/m ³ N)	焼却灰 (ng-TEQ/g)
		0.0035
基準値	ダイオキシン類対策特別措置法 （平成14年12月1日から適用） 5ng-TEQ/m ³ N	ダイオキシン類対策特別措置法 （平成14年12月1日から適用） 3ng-TEQ/g

イ 工場周辺土壌の測定結果（令和5年10月試料採取）

ダイオキシン類濃度	坪ノ内地区(民家) 5.8 pg-TEQ/g	栗原地区(コスモス畑) 3.5 pg-TEQ/g
基準値	ダイオキシン類対策特別措置法 (平成12年1月15日から適用) 1,000 pg-TEQ/g	

ウ 工場周辺河川水の測定結果（令和5年10月試料採取）

ダイオキシン類濃度	善波川 0.014 pg-TEQ/l	栗原川 0.032 pg-TEQ/l
基準値	ダイオキシン類対策特別措置法 (平成12年1月15日から適用) 1 pg-TEQ/l	

6 栗原一般廃棄物最終処分場排水測定結果（令和5年度）

（下水道放流のため、伊勢原市公共下水道排除基準を適用。）

(1) 排除基準の主な項目

区 分	排 除 基 準	測 定 結 果
カドミウム	0.03 mg/l以下	0.003 mg/l未満
シアン	1 mg/l以下	0.1 mg/l未満
有機リン	0.2 mg/l以下	0.1 mg/l未満
鉛	0.1 mg/l以下	0.01 mg/l未満
六価クロム	0.5 mg/l以下	0.05 mg/l未満
ヒ素	0.1 mg/l以下	0.01 mg/l未満
総水銀	0.005 mg/l以下	0.0005 mg/l未満
アルキル水銀	検出されないこと	不検出
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003 mg/l以下	0.0005 mg/l未満
PH(水素イオン濃度)	5PH超~9PH未満	7.5 PH
SS(浮遊物質質量)	600 mg/l未満	3.9 mg/l
BOD(生物化学的酸素要求量)	600 mg/l未満	15.1 mg/l
COD(化学的酸素要求量)	—	53.0 mg/l
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 未満	1 個/cm ³ 未満

(2) ダイオキシン類関係（令和5年10月試料採取）

ダイオキシン類濃度	0.000054 pg-TEQ/l
基準値	ダイオキシン類対策特別措置法 (平成15年1月15日から適用) 10 pg-TEQ/l

火 葬

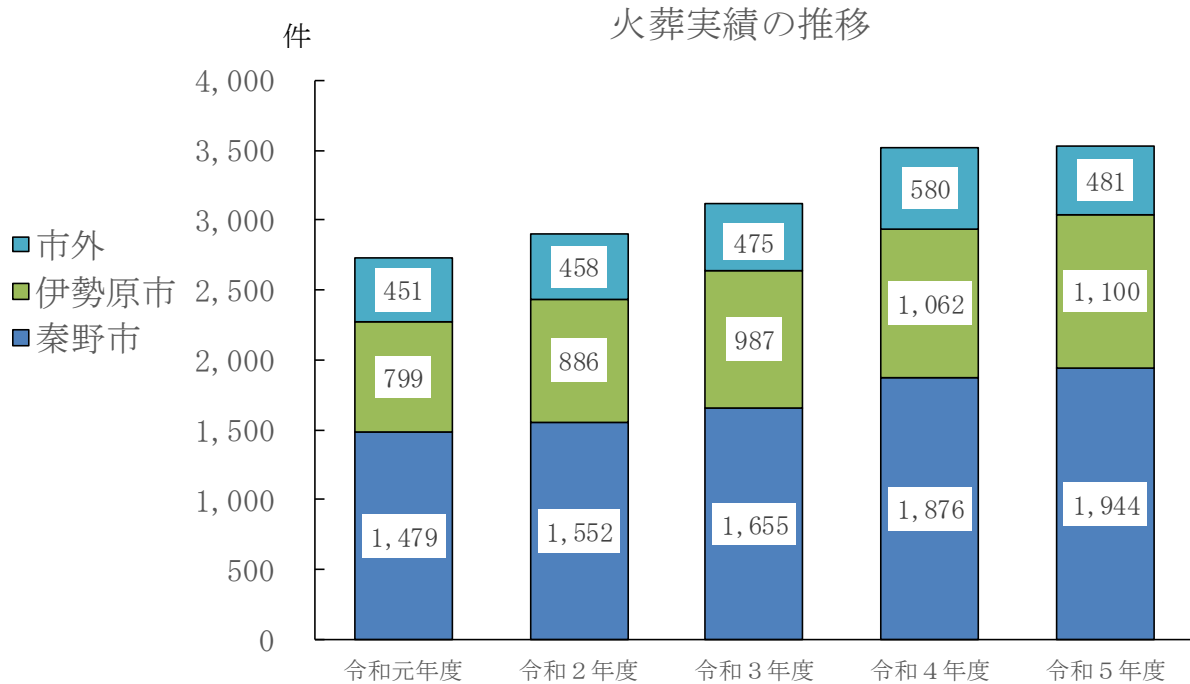
1 秦野斎場

(1) 年度別斎場使用実績（火葬室）

（単位：件）

年 度	使用日数	秦野市使用数	伊勢原市使用数	両 市 計	他市町等使用数	合 計
令和元年度	304	1,479	799	2,278	451	2,729
令和2年度	300	1,552	886	2,438	458	2,896
令和3年度	301	1,655	987	2,642	475	3,117
令和4年度	301	1,876	1,062	2,938	580	3,518
令和5年度	303	1,944	1,100	3,044	481	3,525

（※上記、実績には遺体安置件数は含みません）



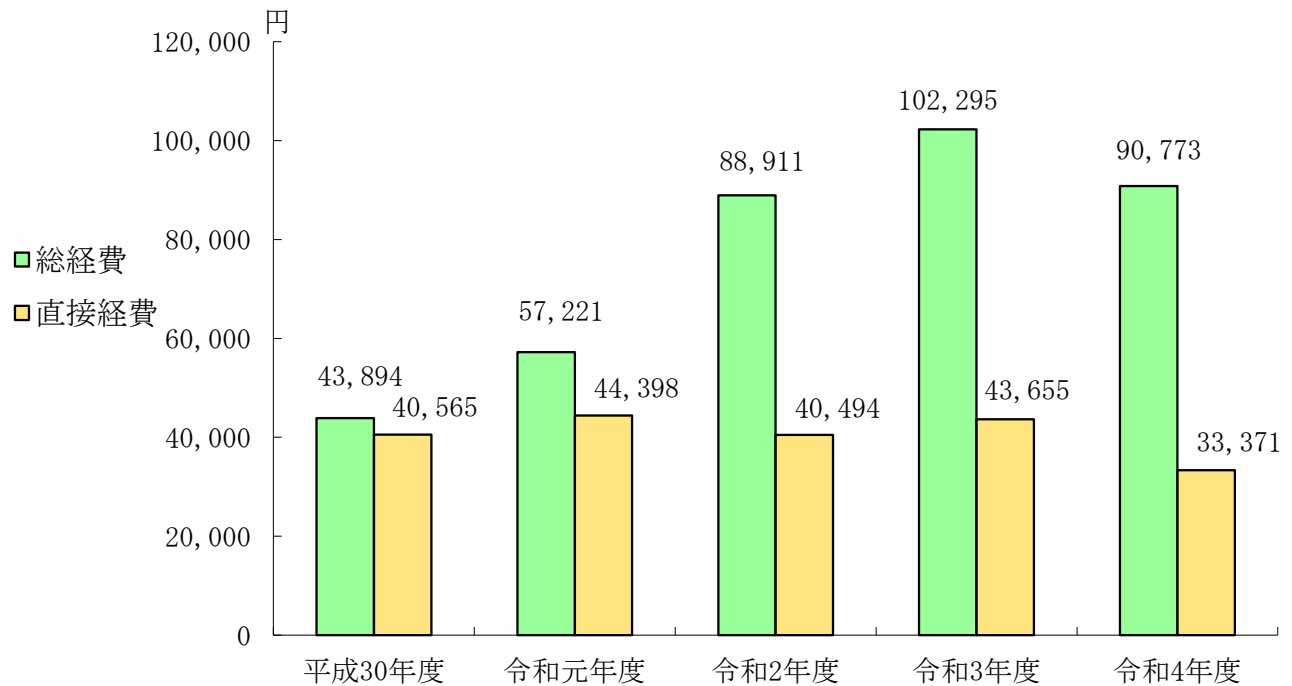
(2) 斎場使用状況内訳（令和5年度）

（単位：件）

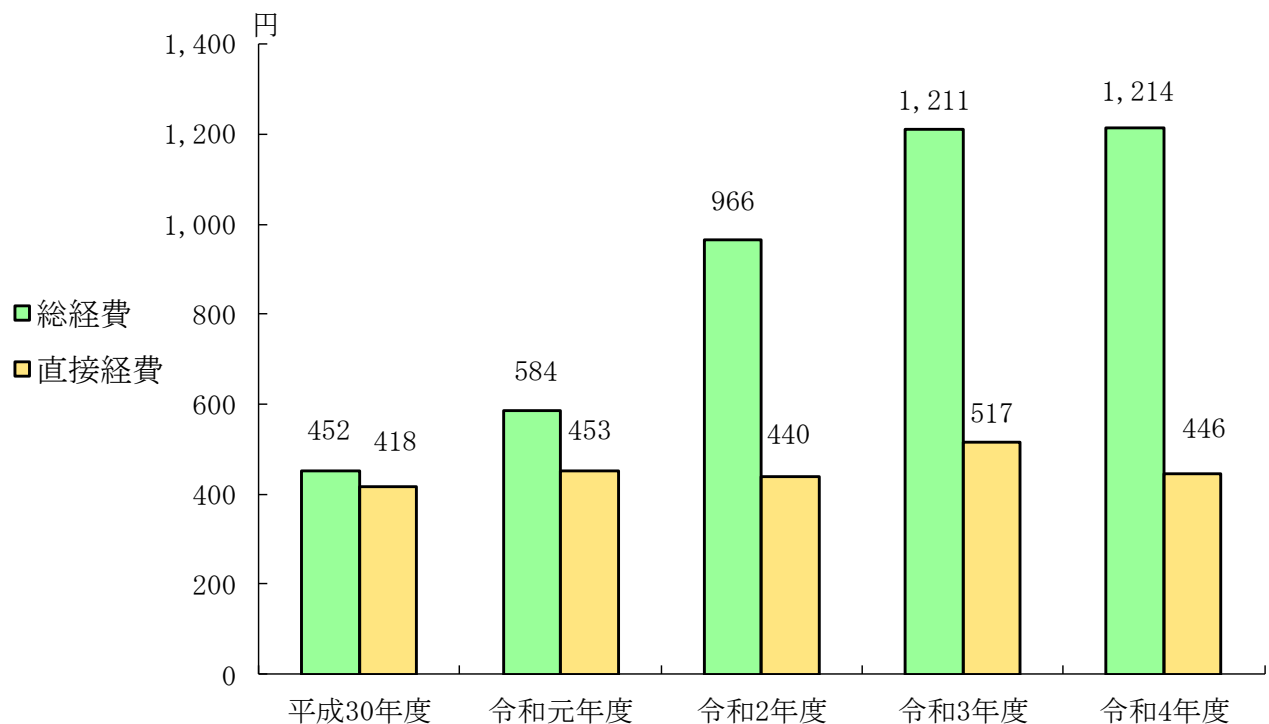
区 分	秦 野 市	伊 勢 原 市	両 市 計	市 外			市 外 計	合 計
				秦 野 市 扱	伊 勢 原 市 扱	そ の 他 扱		
大 人	1,916	1,089	3,005	187	45	248	480	3,485
小 人	3	4	7	0	0	1	1	8
胎 児	14	5	19	0	0	0	0	19
臓 器 等	11	2	13	0	0	0	0	13
火 葬 計	1,944	1,100	3,044	187	45	249	481	3,525
遺体安置室	97	3	100	8	1	0	9	109
使用件数	2,041	1,103	3,144	195	46	249	490	3,634

2 斎場経費の推移

(1) 1件当たりの年度別斎場経費



(2) 市民1人当たりの年度別斎場経費



※ 直接経費は、斎場業務に直接かかわる人件費、光熱水費、維持補修費等の経費です。

※ 総経費は、直接経費に総務費、公債費等の間接経費を加えた経費です。

※ 工事等の臨時的経費は含んでいません。

3 斎場使用料（秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例第6条関係）

区 分			使 用 料
市内 居住者	火葬室	大 人	11,000円（1体）
		小 人（12歳未満） 死 胎 児	7,000円（1体）
		臓 器 等	5,000円（1件）
	遺 体 安 置 室		2,000円 （1体又は1件・1日（1回））
市外 居住者	火葬室	大 人	73,000円（1体）
		小 人（12歳未満） 死 胎 児	44,000円（1体）
		臓 器 等	30,000円（1件）
	遺 体 安 置 室		10,000円 （1体又は1件・1日（1回））

規 約 等

秦野市伊勢原市環境衛生組合格約（昭和46年3月27日 県指令地第703号許可）

改正 平成21年9月30日 県指令市町第3号
平成19年4月2日 県指令市町第1号
平成7年8月25日 県指令第376号
昭和53年3月31日 県指令市町第626号
昭和50年4月15日 県指令地第4号

- (組合の名称)
第1条 この組合は、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「組合」という。）という。
(組合を組織する地方公共団体)
第2条 この組合は、秦野市及び伊勢原市（以下「関係市」という。）をもって組織する。
(組合の共同処理する事務)
第3条 この組合は、ごみの終末処理施設及び葬祭施設の設置及び管理に関する事務を共同処理する。
(組合の事務所の位置)
第4条 この組合の事務所は、神奈川県秦野市曾屋4624番地に置く。
(組合の議会の組織)
第5条 この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とし、関係市から選出する定数は次のとおりとする。
秦野市 6人
伊勢原市 4人
2 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。
(議長及び副議長)
第6条 この組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。
2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。
3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。
(組合議員の選挙)
第7条 組合議員は関係市の議会において、議員のうちから選挙する。
(補欠選挙)
第8条 組合議員に欠員を生じたときは、2月以内に補欠の議員を選挙しなければならない。
(執行機関の組織及び選任の方法)
第9条 この組合に組合長、副組合長、会計管理者各1人を置く。
2 組合長には秦野市長の職にある者、副組合長には伊勢原市長の職にある者を、会計管理者には秦野市会計管理者の職にある者をもってあてる。
3 組合長に事故があるとき、又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。
(組合の職員)
第10条 前条第1項に定める者を除くほか、この組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。
2 前項の職員は、組合長が任免する。
(監査委員)
第11条 この組合に監査委員2人を置く。
2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人及び識見を有する者のうちから1人を選任する。
3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつてはその議員の任期によるものとし、及び識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。
(組合経費の支弁の方法)
第12条 この組合の経費は、組合事業により生ずる収入及びその他の収入をもってこれにあて、なお不足するときは、次の割合により関係市に分賦する。
(1) 人口割 5割
(2) 事業量割 5割
2 前項の人口割については、前年12月31日現在における関係市の住民基本台帳人口を基礎として算出する。
3 第1項の事業量割については、関係市が前年中に組合施設を利用した事業量を基礎として算出する。
附 則
1 この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。
2 秦野市伊勢原町清掃組合格約（昭和36年神奈川県指令地第530号）は、廃止する。
附 則（昭和50年4月15日県指令地第4号）
(施行期日)
1 この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。
(組合経費の支弁の方法の特例)
2 火葬場施設の建設及び運営に係る経費の分賦が、改正後の規約第12条の規定により難しい場合には、同条の規定にかかわらず、当該経費を分賦すべき年度の前年12月31日現在における関係市の住民基本台帳人口の割合により、関係市に当該経費を分賦する。
附 則（昭和53年3月31日県指令市町第626号）
1 この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。
附 則（平成7年8月25日県指令第376号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。
附 則（平成19年4月2日県指令市町第1号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。
附 則（平成21年9月30日県指令市町第3号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

地方自治法（抄）

【地方公共団体の種類】

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

【組合の種類及び設置】

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

『事業の概要（令和6年度版）』

発 行 秦野市伊勢原市環境衛生組合

住 所 神奈川県秦野市曾屋4624番地

TEL 0463-82-2500

FAX 0463-83-5933

E-mail info@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

<http://www.hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp>

発行日 令和6年5月